出席議員(20名)

1番	広	沢		真	君		2番	有	賀	光	子	君
3番	水	戸	義	裕	君		4番	森		淑	子	君
5番	大	坂	Ξ	男	君		7番	白	内	恵϶	€子	君
8番	百	々	喜	明	君		9番	佐	藤	輝	雄	君
10番	我	妻	弘	国	君	1	1番	太	田	研	光	君
12番	小	丸		淳	君	1	3番	星		吉	郎	君
14番	水	戸	和	雄	君	1	5番	加	藤	克	明	君
17番	杉	本	五	郎	君	1	8番	加	茂	力	男	君
19番	大	沼	喜	昭	君	2	0番	大	沼	惇	義	君
2 1番	加	茂	紀代	子	君	2	2番	伊	藤	_	男	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町	長	滝			茂	君
副町	長	小	泉	清	_	君
会 計 管 理	者	平	間	春	雄	君
総 務 課 長 選挙管理委員会書語	併 7長	村	上	正	広	君
企画財政課	長	加	藤	嘉	昭	君
まちづくり推進説	菅	野	敏	明	君	
税 務 課	長	小	林		功	君
町民環境課	長	大	宮	正	博	君
健康福祉課	長	平	間	洋	平	君
子ども家庭課	長	笠	松	洋	=	君
地域産業振興課長 農業委員会事務局	佐	藤	松	雄	君	

都市建設課長 佐藤輝夫 上下水道課長 大久保 政 一 槻木事務所長 高 橋 礼 子 危機管理監 吾 妻 良 信 地域再生対策監 大 場 勝 郎 公共工事管理監 松崎秀 男

君

君

君

君

君

君

税収納対策監 加 茂 和 弘 君

長寿社会対策監 水戸敏見 君

教育委員会部局

育 教 長 阿部次男 君 教育総務課長 小 池 洋 一 君

生涯学習課長 丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議会事務局長 松崎 守

主 幹 相原光男

主 遠藤幸恵 杳

議事日程(第2号)

平成20年6月9日(月曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

大 坂 三 男

我 妻 弘 国

太田研光

小 丸 淳

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

議長(伊藤一男君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係 所管課長等の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(伊藤一男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において3番水戸義裕君、 4番森 淑子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(伊藤一男君) 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望します。

それでは、5番大坂三男君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔5番 大坂三男君 登壇〕

5番(大坂三男君) 5番大坂三男でございます。

大綱3問にわたって質問を行います。

1問目、小中学校の地震対策の徹底を。

中国で起きた四川大地震では、学校建物の倒壊により多くの児童生徒が犠牲になっている。 大変激しい地震であったことや、建物自体が地震に弱い構造であること、建築時の大幅な手 抜き工事によってさらに脆弱になっていたのではないかとの指摘があるなど、大惨事を招い た要因が多数指摘されている。

被災地の建物の耐震強度は、我が国とは相当違う状況にあることは推測されるが、学校は

国と地域の将来を担う大事な子供たちが多数集まり、また長時間滞在しているところであり、何をおいても地震対策が徹底されなければならない施設であります。最近、四川大地震を受けて政府や自民党も国内の小中学校の耐震化を促進するために、補助率のアップなど対策の検討を始めたことが報じられております。

私は3月定例議会において、地震対策の観点から学校施設の耐震診断の状況と、その診断結果に基づいた学校施設の今後の整備計画について質問を行いました。

これに対して町長は、槻木中学校と船岡中学校の校舎、船岡中学校体育館について全面的な建てかえ方針を示すとともに、まず優先的に船岡中学校体育館の建てかえを行うことを表明したが、建設時期等の具体的な計画は示されませんでした。さらに校舎改築については、いつになるのかわからないのが実態であります。

しかし、今回の中国の大震災を見たときに、財政問題を超越してでも取り組まなければな らない喫緊の課題となっているのではないでしょうか。そこで伺います。

- 1)船岡中学校体育館の建てかえを一刻でも早く実施すべきである。そのため来年度には具体的な準備作業に入るべきと提案するがいかがか。
- 2) 槻木中学校と船岡中学校の校舎の建てかえについては、「財政の状況を勘案して」ということであったが、これについても計画の前倒しを図り、具体的なスケジュールを早く町民に示すべきではないか。
- 3) すべての小中学校で校舎や体育館等の建物以外にも教室内の設備、備品等の配置や固定状況、避難路の確保、避難訓練等の地震対策はどうなっているか。
- 4)震災時の避難施設としての学校の役割を強化するため、必要であれば対策を講じるべきであると思うがどうか。
 - 2問目、職員給与カットの打ち切りを。
- 4月20日の河北新報の連載「手腕点検・県内の市町村長」に滝口町長の紹介記事が掲載されていました。

この記事では、町長が指導力を発揮して財政再建に取り組み、その成果があらわれつつあると紹介されているが、一方で「給与カットによる役場職員の士気の低下を招いている」との指摘があるとも書かれております。

財政再建への取り組みは、初めに職員の給与カットを決めたことで、町民の理解と協力が得られ、そのほかの項目の実施が可能になったと思います。いわば財政再建プランが順調に推移し、柴田町の財政に明るい兆しが見えてきたのも、職員の犠牲によるものと言えると思

います。

平成20年度の28項目にわたる新規事業の実施についても職員の協力を得なければスムーズにいくものではありません。町長の自立戦略を進める上でも職員の理解と協力が欠かせません。職員の給与カットに頼らない行財政改革を進めてこそ、本当の意味で財政再建のめどが立ったと言えるのではないでしょうか。

また、最近、住民の方々に対しても負担増、サービスカットなど、痛みや我慢を強いてきたことも事実であります。

財政再建のめどが立った今、町民や職員の協力に報いるためにも、ある程度積極的な財政 運営に転換するときではないのか。そこで伺います。

- 1)職員給与カットを今年度限りで打ち切り、早くもとに戻すべきだと提案するがどうか。
- 2)職員数の削減が定員管理の目標数値を大幅に上回って進んでいる。急激な職員数の減少は問題である。来年度以降、必要な部門には最小限の補充を考えるべきではないか。
- 3)時間外勤務手当ての職員1人月4時間(年48時間)のキャップ制は、サービス残業の原因になっている。時間枠の拡大が必要と思うがどうか。
- 4) 3 カ年予定の職員給与カットの打ち切りを町民に理解してもらうためには、道路や側 溝の補修、子育て支援、教育環境の充実など、今まで我慢してもらっていた町民の身近な要 望に積極的にこたえていかなければならないと思うがどうか。
 - 3問目、直接請求制度と合併問題をどう考えるか。

今般、直接請求制度に基づき法定合併協議会の設置を求める署名活動が行われました。

選管で審査の結果、9,451人分の有効署名と1,239人分の無効署名が確認されているようです。

直接請求制度は、間接民主主義の欠陥を補強し、住民自治の徹底を期するため、直接民主 主義の原理に基づく直接請求の権利を住民の基本権として認めております。

直接請求の発議や実施主体はあくまでも一般の住民でなければならないことは大原則であります。間接民主主義の担い手である議員が深くかかわるなどということはあってはならないことであります。しかし、今回はこの原則からかけ離れた活動になっていたとしか思えてなりません。

私は、平成16年に柴田町において初めて直接請求制度に基づき、議員定数削減を求める署 名活動を請求代表者の立場で展開しました。もちろんそのときは一から十まですべて住民だ けで行ったことは言うまでもありません。

署名活動を行うに当たってはいかに制度の趣旨から外れないようにするか、ルール違反を しないようにするか、無効署名を発生しないようにするかに大変腐心し、苦労しました。

いかなる立場に立とうとも、一国民として直接請求制度が正しく活用され、住民の権利が 健全に行使されるよう育てていかなければならないのではないでしょうか。そこで伺いま す。

- 1)今回、無効署名が大量に発生したようだが、防げなかったのか。選管の立場でどのような指導を行ったのか。
- 2)署名活動を始めるに当たって、選管は署名の仕方について平成16年のときと比べて一部違う指導があったようだが、何が違い、なぜ違う指導となったのか。
- 3)直接請求に必要な50分の1を大きく上回る署名数は、事実として受けとめなければなりません。町長は今回の署名活動をどう評価し、どうとらえているのか伺いたい。
- 4)今後設置されるであろう法定合併協議会に臨む町長のスタンスはどうなるのか。また、3町合併について町長はどう考えているのか。

議長(伊藤一男君) 答弁を求めます。1、2、3点を町長、お願いします。

〔町長 登壇〕

町長(滝口 茂君) 大綱3点ございました。

まず第1問目、小中学校の地震対策の徹底についてでございます。

1問目、前回の定例会で答弁いたしましたとおり、船岡中学校体育館を初めとして、槻木中学校校舎、船岡中学校校舎の建てかえを順次進めていく予定でございます。船岡中学校の体育館については、災害時の地域避難所としての機能を考えますと、大坂議員の提案のとおり早急に建てかえを実施する必要があると考えております。平成21年度に調査・実施設計を行い、平成22年度に着手できるよう準備を進めてまいります。

2点目、新聞報道では、中国・四川大地震で多くの学校が倒壊したことを踏まえ、大地震で倒壊の恐れのある施設については原則として補強で2分の1、改築で3分の1となっている国庫補助率を、それぞれ3分の2、2分の1に引き上げることや、地方交付税措置を拡充することで、市町村の費用負担割合を現在の約30%から10数%まで圧縮する法改正案を議員立法で今国会に提出されております。

町では、子供たちの生命と安全を最優先と考え、槻木中学校校舎、船岡中学校校舎の建てかえを順次進めていく考えですが、より具体的な検討を行っていくため、今年度中に企画財

政課・都市建設課・教育総務課等で学校校舎建設に向けての「プロジェクトチーム」を設置いたします。建築予定としては、前回の定例会で答弁したとおり平成26年度を目標としていましたが、今回の法改正の動向を見ながら、前倒しも視野に入れて、具体的な実施時期について、早い時期に議会や町民にお示ししたいと考えております。

3点目、教室内の設備、備品等の配置や固定状況については、現在各学校で調査中でございます。その結果を教育総務課で取りまとめ、各学校へ安全面について具体的な指示をする予定です。

避難路の確保については、小中学校では火災・地震・災害時の避難訓練を実施し、小学校では引き渡し訓練も実施して、避難路の確保や安全・円滑な避難方法を検討しております。

4点目、地震などの大規模災害が発生した場合の避難所として、町施設の生涯学習センターや小中学校の体育館と柴田高校、大河原商業高校の体育館、仙台大学の体育館など17施設を指定避難所としております。避難所として指定しております小中学校の施設につきましては、耐震診断を行い安全性が確保された施設だけを指定しており、避難所として問題はないものと認識しております。

今後とも、避難所の安全性につきましては十分配慮しながら、災害対策に取り組んでまい ります。

大綱2点目、職員の給与カットの打ち切りの関係でございます。

1点目、平成19年度からスタートした47項目からなる財政再建プランは、職員、議会、そして町民の皆さんと一丸となって取り組みました。また、税収や地方交付税など予想外の歳入増があったことにより、今議会に平成19年度補正予算の専決処分の承認を求めておりますが、財政調整基金と町債等管理基金、いわゆる貯金でございますけれども、残高は約8億9,000万円になる見込みでございます。財政調整基金は、当初予算で1億7,100万円を取り崩しておりますので、実質、約7億円の貯金を持って平成20年度を乗り切ることになります。

職員の給与の削減額は、平成20年度当初予算ベースでは、職員給料5%カットで約6,300万円、役職加算で4,000万円、管理職手当で1,120万円、計1億1,420万円となります。三役分を含めますと約1億2,000万円の削減となっております。職員の給与カットを前倒しで廃止するためには、今年度の税収や地方交付税が当初予算どおり確保されることが前提となりますが、平成21年度の予算編成時において、給料5%については前向きに再考してまいります。

2点目、職員の定員適正化についてでございます。

平成17年度を基準年として平成20年度の職員数を比較してみますと、平成17年4月1日現

在338人に対し、平成20年4月1日現在306人と、32人の減となっております。財政再建プランでは、平成20年4月1日で319人と、19人の削減としており、財政再建プランよりも実に13人も多く削減しております。これは、勧奨退職や自己都合退職者が予想を上回ったことが要因でございます。

議員ご指摘のとおり、このような急激な職員減は、職員の執務環境に大きな影響を与えているとともに、住民サービスに及ぼす影響も少なくないと考えております。また、職員の不補充が将来の職員年齢構成面でも影響を与えることから、平成27年度まで70人削減を維持しつつ、職員の執務環境や住民サービス等に影響を与えないよう、平成21年度から新規に職員を採用する考えでございます。

3点目、職員の勤務体制についてでございます。

町では、財政再建プランで人件費の削減を掲げ、特別職等給与、職員給与等カット、職員 定数の適正化など実施しておりますが、職員の時間外勤務手当の削減もその一つとして実施 しています。削減の方法としては、イベント、講演会など土曜、日曜に勤務を要する場合 は、原則的に振りかえ、代休を充てることとしています。また、町民環境課が中心となって 実施している時間外窓口勤務については、フレックス勤務体制により、時間外手当の削減を 図っています。また、職員 1 人月 4 時間のキャップ制は、人事配置などにより、できる限り 予算の範囲内での勤務に努めることとし、災害や選挙など特別の理由がある場合はその限り ではないとしていますが、職員の執務環境が厳しくなっていることは承知しておりますの で、6 月から、もう入りましたけれども、6 月からキャップ制を廃止し、職務に合わせた時間外勤務手当の支給に配慮いたしました。

4点目でございます。

財政再建中ではありますが、平成20年度におきましては、住民の要望にこたえるべく、子育て支援、例えば延長保育の充実、乳幼児医療や妊産婦健診の拡大、生活道路整備、例えば船岡七作地区の住環境整備、富沢11号線の着手、学校教育施設、例えば教育支援員の配置、パソコンの全小中学校での更新、AEDの全校への配置など、新たに28項目にわたる新規事業を実施することにいたしました。これからも、限られた予算の中ではありますが、明るい兆しが見えてきたその光が町民の皆様にも当たるよう、身近な生活基盤の整備要望については早急に対応していきたいと考えております。

大綱3点目でございますが、選挙管理委員会にかかわることにつきましては、3点目、4 点目以外でございます。これは選挙管理委員会局長を併任しております総務課長から答弁を させます。

では3点目、署名活動の評価でございます。

確かに予想以上に多くの署名が集まったと思いますが、署名受任者や署名した本人を含め何人かの方から、何のための署名か説明されない、署名収集方法について町長が半強制的にやらせているのかなど、苦情が寄せられていることから、署名数と合併協議会設置への思いに温度差があったように感じております。

4点目、法定協議会に臨む姿勢でございます。

法定協議会に臨む姿勢でありますが、合併のメリットと言われることの検証、先進合併市町の事例の検証、柴田町にとって合併することが本当にメリットが生じるのか、それともマイナス効果となるのかを検証する場になるのではないかと考えております。

また、町民の皆様には、間違って刷り込まれてしまった「合併すると国からお金がもらえる」との誤解を解いていきたいと思います。合併推進債は借金であること、合併の算定がえは、地方交付税を増額するものではなく、5年の間、3町がこれまでもらっている交付税が急に減らないよう痛み止めの注射をしているだけであることを知らせていきたいというふうに思っております。

次に、3町合併について町長はどう考えるかということでございます。

柴田町は財政が悪化して合併が必要とされた前回と三位一体改革が行われた後での柴田町を取り巻く環境は大きく変わっております。先行して合併した自治体を見てみますと、財政基盤の強化を目指して合併したにもかかわらず、財政再建団体に転落する危機が叫ばれている現状があります。何も努力をしないで、合併したから財政基盤が強化されるとか、地域が発展するということはあり得ないと。柴田町は3町合併が破綻した後、当面、自立の道を歩むため財政再建プランを策定し、財政健全化への一歩を町民の皆様、議会の皆様、そして職員と一緒に大きく踏み出したことや、リコーのトナー工場進出等により、明るい兆しが見え、勢いが増してまいりました。合併は自立の道を歩むことができる力量をつけた市町村同士が合併してこそ効果は上がり、財政基盤が安定し、将来性のあるまちづくりができるものと考えております。

以上のような観点から、今の段階では3町が合併する環境が整っていないというふうに考えております。

あとは総務課長から答弁させます。

議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) それでは、大坂三男議員の3問目の、住民直接請求制度 と合併問題をどう考えるのかについての、1)、2)について答弁させていただきたいという ふうに思います。

まず、柴田町選挙管理委員会では、合併協議会の設置の請求に係る直接請求の署名簿が提出 されるということを受けまして、事前に選挙管理委員会書記による審査検討委員会を開催いた しております。審査に当たっての留意事項の確認を行い、審査体制に万全を期してございま す。

柴田町での直接請求は今回で2回目と他市町村と比べて非常に少ないことから、その事例も 少なくなってございまして、県選挙管理委員会との連絡や指導、それから全国の市町村の事例 や判例などを踏まえまして公正に対応いたしましたことを、ここに、まず初めに報告させてい ただきたいというふうに思います。

それでは、1点目でございます。無効署名の大量発生は防げなかったのか。選管の立場でどのような指導を行ったのかということでございます。

去る4月30日、代表請求者から柴田町選挙管理委員会に対し署名簿の提出がございました。 署名数1万690人、署名簿冊数でございますが、325冊でございました。選挙管理委員会では、 選挙権を有する者であるか、署名及び印、署名年月日、署名者の住所、生年月日が記載されて いるか、また、代理署名が適切であるかなど、有効な署名であるかを確認いたしました。

結果、新聞その他でご承知とはございますが、先ほど町長もお話ししましたが、有効と決定した署名の総数9,451人、88.4%であります。無効と決定した署名の総数1,239人、11.6%となりました。

無効の理由でございますが、ほとんどが自筆でない署名、いわゆる同一筆跡と認められるものでした。同じ筆跡ということです。また、代筆要件に該当しないとして無効とした署名や選挙人名簿に登録されていない署名もありました。選挙人名簿に登録されていないというのは、二十歳未満ということでございます。代筆の定義でございますが、「身体の故障等により署名をすることができない者については、その者の属する市町村の選挙権を有する者に委任して代筆による署名を求めることができる。この場合、本人の代筆及び押印とともに代筆者の署名押印を要する。」というふうになってございます。代筆の意味の勘違いが無効というふうな扱いをされた原因なのかなというふうに選管では考えてございます。

署名収集前に有効な署名と認められる条件を説明いたしておりますが、署名収集受任者282名、実質は269名の提出でございますが、このように人数が多いことから、趣旨徹底が十分で

なかったというのが原因というふうに推察してございます。

2点目の、署名の仕方について、選管では平成16年と比べ、一部違う指導があったようだが、何が違い、なぜ違う指導となったのかということのご質問でございます。

町選挙管理委員会といたしましては、平成16年の直接請求の際の指導と今回の指導について は同様の指導を行ったというふうに思ってございます。

一部違う指導があったとのことでありますが、通称シャチハタ等でございます、ゴム印の取り扱いについては、平成16年当時も今回もゴム印は認められないとの指導を行いました。今回、請求代表者が県選管に問い合わせたところ、ゴム印は有効であるとの県の見解であるとのことでございました。町選管といたしましては、結果として提出された署名簿におけるゴム印、シャチハタですね、については有効であるという最終判断を行い、今回も前回と同様にゴム印は使わないよう指導いたしましたが、それでもゴム印で押印された署名があった場合は、平成16年も同じでございますが、平成16年と同様に有効扱いというふうにさせていただいております。

また、今回の請求は合併特例法5条による請求であるため、合併を構成する柴田町・大河原町・村田町の選挙管理委員会が連携を密にいたしまして、指導の統一化を図り対応してまいりましたこともつけ加えさせていただき、答弁といたします。

議長(伊藤一男君) 再質問、大坂三男君。

5番(大坂三男君) 1問目ですね。前回の3月定例会において、船岡中学校体育館の建設、いつするのかという問いに対して、時期的なものは後でということだったんですが、今回初めてはっきりと21年、22年という具体的な年次が出てきましたので、これは一歩前進かなというふうに思います。

それから、残る今度槻木中学校の校舎、それから船岡中学校の校舎についても前倒しで進めたいというご答弁でしたが、まず、この今回の新しい補助制度のもとでこの両校の校舎を全面 改築するとなったときに費用がどの程度かかるのか、町の持ち出しはどのぐらいになるのか、 金額的なことをお伺いしたいと思います。

議長(伊藤一男君) 答弁を求めます。教育総務課長。

教育総務課長(小池洋一君) 概算ということで説明させていただきたいと思います。

まず船岡中学校の校舎改築です。補助が2分の1になった場合で計算します。総事業費は約17億円、国庫補助金が6億円、それから地方債4億5,000万円、一般財源が6億5,000万円と見込んでおります。

それから、槻木中学校校舎につきましても、事業費が16億円ということで、国庫補助金が6億円、地方債につきましては4億5,000万円、一般財源については5億5,000万円と見込んでおります。以上です。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 借金の分ですね、地方債4億5,000万円。これについては、据え置き期間とか、それから弁済期間というんですか、借金の返済期間がどの程度にわたるのかお伺いします。

議長(伊藤一男君) 教育総務課長。

教育総務課長(小池洋一君) 返済期間は20年で3年の据え置きと考えております。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) そうしますと、今、非常に、私も質問通告の中に出しましたけれども、余り財政のことだけにとらわれることじゃなくて、これは宮城県沖地震がもう本当にいつ起きても不思議でないということが言われている中で、これ26年度ぐらいにならないとよくわからないというような先ほどの答弁だったようなんですが、もう少し早くですね、26年度くらいからは町の借金の返済額が大幅に減るということが何回もわかっていますので、その据え置く期間等も考えますと、本当に来年なり再来年あたりからやはり動き出すべきではないのかなというふうに思うんです。そういった意味で、やっぱり時期的なもののスケジュールをやはりこの場で明示していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長(伊藤一男君) 教育総務課長。

教育総務課長(小池洋一君) 今年度につきましては先ほど町長が答弁しましたとおり、槻木中学校と船岡中学校の校舎の建てかえについて、法の改正の動向を見ながら、財政的な面それから構造的な面を踏まえまして、建てかえや補強、着手の時期についてプロジェクトチームで検討をしてまいりたいと思います。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 今年度中と言いますと、来年の3月にならないとわからないわけですか。

議長(伊藤一男君) 教育総務課長。

教育総務課長(小池洋一君) できるだけ早く検討しまして、早く方向性を示せるように努力 していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) これもう少し早く結論は出ないものなんでしょうか。町長、お伺いします。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 実は、最大の懸案事項は20年度の地方交付税、7月末に多分出てくると思うんですが、ここで柴田町の将来の地方交付税が大体推計できるというふうに考えております。というのは、19年度で大分、柴田町は4.2%の地方交付税がふえました。ただ、税収も合わせてふえておりますので、20年度の動向を確認できれば将来の見通しがまず立つというのがつつございます。

それから、今回の議員提案であります優遇制度が実際どの程度全国で手を挙げられるのかどうか。数の問題があって、国ですべてやることはできませんので、そういう動向も勘案しなければならないというふうに考えております。ですから、そういう柴田町の財政の動向、それから国の今回の提案の動向等を吟味しますと、なるべく早く議会の方にその方向性はお示しさせていただきたいというふうに思いますが、国の動向も見ませんといけませんので、なるべく早くという答えにとどめさせていただきたいなというふうに思います。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) その地方交付税の動向なんですけれども、今年度の予算に計上されている金額ですね。それに対してどのぐらい上回って、上回るということはないんでしょうけれども、下回ったらできなくなるのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

議長(伊藤一男君) 企画財政課長。

企画財政課長(加藤嘉昭君) 交付税の件なんですけれども、19年度につきましては何回もお話ししておりますように、当初見込みよりも柴田町は4%ぐらいふえたということで、当初予算より大分、2億3,000万円ほどふえたということで、19年度だけを見ますと20年度も期待はしているんですけれども、ただし、昨年、法人町民税が大分ふえたということで基準財政収入額がふえたというとらえ方を、国の方ではそういう制度になっておりますので、当初予算では22億6,000万円ということで、19年度の実績よりも約1億4,000万円減額して予算計上しております。約10%ほど減額して計上しているということで、それが割り込まないで増額になれば、町長がお話ししましたように、21年度以降の交付税の動向がある程度推定がしやすいのかなというふうにとらえております。

どのぐらい減れば学校の方というふうにまではまだ、今後検討することなんですけれども、 非常に交付税を毎年国の方から算定通知があるまではなかなか推定しづらいという面もありま すので、明確な答えが出せないというのが実情でありますので、その辺をちょっとご理解いた だければなというふうに思います。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) それでは、交付税決定するまで楽しみにさせていただきます。

それから、小中学校のこの地震対策というか、3番ですね、学校の避難体制とか、その辺は 今点検中だということでございます。ぜひ早めにきちっとした各学校にマニュアルみたいなも のが整備されて、それをもとにきちっとした訓練がなされて、万が一の場合に被害が最小限で 済むような方向で努力していただきたいと思います。

それから、4番なんですが、これ船岡中学校、槻木中学校ともに今耐震補強を要するという診断結果があって、これは避難場所には指定しませんという前回ご回答いただいたんですが、一般の住民はですね、避難先というと学校というふうにどなたも思っちゃうんですよね。ですから地域の方々が、万が一のときにですね、この学校は避難所じゃないんだとかというような感じで、そうじゃなくて別なところに行かなくちゃならないんだというようなことを、果たして地域の方々皆さんが本当に認識しているかどうか、その辺がちょっと心配なんですが、その辺、どのようにお考えになりますか。

議長(伊藤一男君) 危機管理監。

危機管理監(吾妻良信君) お答えします。

それぞれの地区の避難所につきましては、前回もお答えしたように、耐震診断の結果が思 わしくないところについては避難所から外しているということでお答えしております。

地域についてはそれぞれの行政区長さん並びに自主防災組織、そちらの方にお話を申し上げて、まず、それぞれの地区の第一避難所としては地域の集会所とかそういったところで、地域でまず定めていただくということでお願いしてございます。それで、その地域で定めた避難所で収容し切れない場合は第二避難所ということで、安全性が保たれた体育館とかそういったところを避難所として扱うという形でしております。それでも足りない場合ということで、ほとんどは考えられないと思いますが、高校、町内にある二つの高校と仙台大学の体育館ということで了解をいただきまして、第三次的な避難所という形で位置づけております。

そのことをそれぞれの行政区長さんなり、地域で避難訓練等があった場合は、その場合に お話ししていただいて、第一避難所にまず集合していただくと。その次、第二次避難所に集 合していただくと。そういう訓練もしてもらっているところでございます。 議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 行政区なり区長さんのところまではきちっと理解されているとは思いますが、なかなか一般住民の方は、いざとなったときに本当にそれが認識されてそのとおり行動するかどうかというのがやはりいまいち心配なので、これは繰り返し周知徹底方、お願いしたいと思います。

それでは、大綱3問目の直接請求制度に移らせてもらいます。

先ほど話がありましたように、柴田町ではこの直接請求制度、今度で2度目なわけでございます。その1度目の当事者が私だということでございますが、私、平成16年にこの制度を使って議員削減のための条例改正といいますか、改廃といいますか、その請求を行いました。そのときは請求代表者という立場でいるいる経験させていただきました。そういうことがあって今回の請求活動、直接請求ですね、合併問題は別としても今回のことに関して大いに関心を持っておったところであります。

選管の審査終えた段階で、有効数、無効数が発表になって、先ほどありました数が出てきたわけでありますが、この無効数の多さにまず驚きました。無効数の数といいますか、無効率が11.6%なんですね、計算しますと。私の場合は2.1%でした。私の場合の2.1%でも、せっかくいただいたこの署名をだめにしてしまったということに対しては大変署名をいただいた方に申しわけないというふうにそのときは思ったものでした。今回縦覧が始まりまして見に行ったわけでございますが、そのとき、一目見たときに明らかに同一筆跡というふうに思われるものがたくさんあって、それが無効にならないで有効になっているものがすごく多かったですね、私の目から見てですね。こういった意味で、一体この審査はどうなっているんだろうなというのが、まず、一目見たときの第一印象でした。これ、署名の証明の趣旨からしておかしいんじゃないかというふうな思いを強く持ちました。

そこで、これもう少し詳しく見てみようと思いまして、縦覧期間のうち3日間通って、まじめに通ってかなり詳細に中身を見させていただきました。そして、全部というわけにいかないので、ある種類のものをランダムにちょっとデータを取らせていただきました。私がデータを取ったのは1,020件。そのうち47件が、有効になっているけれども、明らかに同一筆跡だということです。そして回りに来ている、縦覧に来ている人たちにも見てもらったんですが、「ああ、これ明らかに同一筆跡だよな」、「ですよね」、ということで、同一筆跡らしいもので無効になっていたり有効になっていたり。この審査基準は一体どうなっているんだろうかというのが正直な私の感想です。

そこで、まずお聞きしますが、先ほどちょっと説明ありましたからもう一回重複するかもわかりませんけれども、はっきりさせる意味でお聞きします。この署名簿が提出された段階で選管はどのような審査を行うのかお聞きします。

議長(伊藤一男君) 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 先ほどもご答弁させていただいておりますけれども、 まず、1点目でございます。まずは選挙権を有する者であるかということを第1点目でチェックいたします。その後、署名及び印が間違いなくあるか。それから署名の年月日、それから署名の住所、それから生年月日が記載されているかということでございます。

今問題になっているのは代理署名のことだと思いますが、なかなかその代理署名が、この方が同一筆跡なのかというような判断がかなり難しく、統一がなかなかできない部分はあったかというふうに思いますけれども、できるだけ同じ世帯の方については同一筆跡というような考え方のもとに、1件だけは有効にしますけれども、そのほかについては無効というような取り扱いをいたしました。以上でございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 今、代理署名という言葉あったんですが、代理署名ということはあるんですか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 代理署名につきましても、最初の答弁いたしましたけれども、身体に故障等がある場合については代理署名。議員各位おわかりだと思いますが、選挙のときですね、実質の選挙のときは代理署名ということで、書記が2人ついて投票する場合については随行してその方について代理をします。考え方はそれと同じでございます。代理署名の場合につきましては、その方が身体に故障があるということですが、家族の方がそこに代理で署名して、さらに私が代理で署名しましたよということで押印をすると。その代理署名も当然柴田町の選挙人名簿に登録されている方がするという形で、そのような形の代理署名はございました。

それで、実質的に、それにつきましても選管としてはその方が障害者であるかどうかというのはなかなか判断が難しい。高齢で書けないというのも判断が難しいということで、大変恐縮でございましたが、そういった代理署名で、しっかり判を押して私が代理しましたよということで書いてきた何件かの方がいたんですけれども、やむなくそれについては無効というような扱いをせざるを得なかったということも事実でございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) それはこの法令上の代理署名に当たる、代筆という言葉ですよね。代理 というのは、頼まれていないのにも書く、いわゆる偽造ですよね。そういうふうに理解してい いんですか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 選挙管理委員会といたしましては、例えば、具体的に申し上げますが、夫婦お二方の世帯において、例えば旦那さんが勤めている、奥さんが家にいました。旦那さんの分も書いたということで、後で事後承諾されているかどうかというのはわかりませんが、そういった場合については1人だけ有効にしたということです。それが故意的なものかどうかという判断については選管としてはできませんので、故意的ではないというような判断でしておりますので、そういった分については法的に触れないものというふうな判断をいたしております。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) そういう判断に迷ったものは無効にしたということでいいんですか。ど のぐらい判断に迷ったものがありましたか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 原則的に今お話ししたように、2人家族、3人家族、4人家族、いろいろ家族はいると思うんですけれども、その中で単に署名をする方が家にいて、「お父さんの分とか息子の分、私書くからね」と書いて、あとお父さん、息子さんが帰ってきて、「こうやって来たんで書いてやったよ」と、「ああ、いいよ」というような選管の方の解釈で、ただ、それについては大変申しわけなかったんですが、同じ人が書いているということであれば1人だけを有効にして、あとの3人、4人は無効というような扱いをしたということでございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) そういうことであれば同筆らしきもの、家族の同筆らしきものは全部無効にならなくちゃならないんですけれども、私の範囲ではそういうものであっても有効になっているものがかなりありまして、一体何を基準にこれは判断しているのかというのがたくさん現実にはありました。ほかの方も見た目でそのようにおっしゃっていますが、そういうことに関してはどうですか。確信はあるんですか、全部。これは有効、これは無効ということで判断されたんでしょうけれども、全く確信があると、間違いないと。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 選挙管理委員会として、先ほどお話ししましたように 1回書記が集まって、こういった部分は有効、こういった部分は無効というような統一的な見解を出しました。その見解のもとに審査し、無効扱いを結構、千何人というのが出ましたけれども、無効扱いをしたということでございます。議員おっしゃるように、ほかの人が見て同一筆跡じゃないかと言われた場合ですね、それであればこういった判断にすべきじゃないかというような、おっしゃるようにそういった判断をする方もいると思いますけれども、選挙管理委員会の書記としては統一的な見解で無効扱いをさせていただき、疑わしきもの罰せずではございませんが、選挙と同じように、できるだけ署名した方の意を酌んで、選挙もそうです、ある程度字が乱れていても、だれだれさんというような意志がわかれば酌み取って、疑問票の中では有効扱いをしているということで、それと同じような形の考え方でやってございまして、選挙管理委員会とすれば、似たようだけれどもやっぱりはねるところが違うとか何かということで有効にした場合もありますし、似たような筆跡で全部無効にしたというような場合もありますけれども、統一的な見解を持って処理させていただいたというふうに考えてございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 判断に迷ったものについては、審査の方、書記の方々ですね、言ってみれば職員のお手伝いの方も含めているんですが、迷ったものはないと。判断に迷ってこれどうしようかということは、皆さんの間で相談するとかということはあったんですか。現実にはないんですか。もう自分の裁量と判断でばかばかばかばかごうやっていったわけですか。数が多いから。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 判断に困ったものはあります。そういった場合につきましては、書記2名以上が集まりまして有効にするか無効にするかというものは何件かありました。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 地方自治法74条の3、第3項に規定があるんですが、それに関連して、 その辺ちょっとどういう規定なのかご説明願います。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) ちょっと今手元に74の3という資料がちょっとないので、ちょっとお待ち願いたいと思います。よければ、議員、内容教えていただければその中

の判断をさせていただきたいと思います。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) それは今出てくるわけですね。出てこないですか。私が教える立場ではない、質問している立場なんです。

議長(伊藤一男君) もう一度、大坂三男君、今のところの質問をしてください。はい、書記 長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) すみません。申しわけありません。74条の3でございますが、それで、署名の無効及び関係人の出頭でございますね。これについてそういった対応しなかったのかということでよろしいでしょうか。

選挙管理委員会といたしましては、そういった署名をされた方に出頭していただいて、「あなたは本当にこれを署名したんですか」というような確認はしてございません。これにつきましては、縦覧期間7日間ということで、もしこの7日のうちに、「私は署名していないので、ここの署名について書かれているけれどもそれは違うんじゃないか」というふうな話になれば、その時点で選管がその人を呼び出してということになります。1万件以上の方でございまして、その方たちが本当にそれを署名したのかというのを呼び出してやるというのは不可能に、不可能に近いというよりも不可能でございましたので、そういった異議申し立てがあった時点でただすというふうな判断をさせていただきました。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) これは審査が終わって縦覧してからということとはちょっと違うように 思うんですが。審査中においてもそういうものがあれば、これは書記の方というか、実務に 当たる方だけじゃなくて、選挙管理委員の方の立場というのはこの審査に対してはどういう 立場なんでしょうか。実際には審査に当たるんでしょうか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 選挙管理委員、今現在4人おります。その審査に当たりましては、選挙管理委員の方が当たるということでなくて、承認はいただきますが、書記が当たるというふうにしてございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 選挙管理委員の方に、例えば問題があった場合に、あるいは判断に迷ったときに、「こういうものがたくさんあるんですがどうしましょうか」というような相談は しなくてもよろしいんでしょうか。 議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 書記の方でチェックいたしまして、今のような形については判断が困った分については一人の目よりも二人の目ということでチェックしまして、この分については有効、無効というような判断をさせていただき、最終的に、1万件署名があってそのうち無効が千何件というような形で、選挙管理委員会にそれを、全提出された署名簿を選挙管理委員会の方に提出し、それを見ていただき、そういうような状況の細部にわたって無効にしたときこういうような形で無効にしている、例を申し上げて、今のような形の場合についてはこれは有効、無効にしますよというような話の説明をし、ご理解をしていただき、選挙管理委員会で決定して、後に縦覧というような形に進めてございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) それに対して、報告したことに対して選挙管理委員からは1件も、事実確認とかこれはちょっとというようなことはなかったわけですか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 書記の方で、書記長が書記の立場として選挙管理委員の皆様にこういった趣旨の中で内容を説明し、有効にしました、こういった内容で無効にしましたというようなご説明をさせていただきました。その中で、選挙管理委員の皆様から何ら異議申し立てというか、今議員がおっしゃられるようなことはございませんでした。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 私が見た目で、かなりなまだ同一筆跡と思われものが有効になっている のがあって私は非常に疑問だなというふうに思ったことがあるんですが、相当数あります よ。これは選挙管理委員の方はそういうことはないということなんでしょうか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 書記の方が説明いたしまして、選挙管理委員の皆様についてはご理解を願ったものというふうに考えてございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) この署名簿は今どこにあるんでしょうか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 選挙管理委員会で請求代表者の方にお返ししまして、 今、請求代表者から町の方に提出されてございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) これは見せてもらうわけにいかないんでしょうか。

議長(伊藤一男君) 企画財政課長。

企画財政課長(加藤嘉昭君) 選挙管理委員会の方から代表請求者の方に返付しまして、それ は町あてということで、町長に署名簿を添えて原本をいただきました。町の方では書庫の方 に密封して今保管しております。請求があれば、ちょっとそこまで調べてはいないんですけ れども、情報公開になるかどうか調べまして後で答えたいと思います。

議長(伊藤一男君) 総務課長。

総務課長(村上正広君) 総務課長としての立場からご答弁させていただきたいと思います。

総務課において、個人情報等の公開条例等がございますので、その情報公開条例に基づきまして請求をしていただければ、県の方と協議したんですが、公文書扱いというふうになりますので、縦覧、閲覧等はできるというふうに考えてございます。ただ個人情報保護、情報公開の方は情報公開の方で条例があって、個人情報保護というのがございますので、個人名まで公表するということはできないと考えてございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 筆跡を見ようと思うのに情報のところ消されたんでは何もわからなくなっちゃいますよね。ただこの流れ、これからじゃもう少し進めたいと思いますけれども、家族の方に頼まれてしてくださいと、息子さんにお父さんが頼まれてやった場合はどうなんですか。無効ですか。有効ですか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 事後承諾であれ前もって自分の分も書いてくれという ふうな話の中で別の方が書かれたということであれば、無効というような形で取り扱いをいたします。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) それですね、これ非常に無効が多いということで、明らかに家族の方が 無断で家族の人の名前を書いたというような場合は無効で処理したというんですが、これは 偽造罪になりませんか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 作為的に、故意的にそういった形を取り扱った場合に ついては偽造罪になろうかというふうに思います。前の、これは昭和20年代当初でございま すが、数百名単位で署名の偽造が行われたということがございまして、その関係でその罰則 規定を設けているということでございます。ただ、今おっしゃったように、息子の分を書いて、故意であれば問題はあるんですが、息子の方の承諾を得ないで、事後承諾も前もって承諾も得ないで書いて、それが何百件もということになると問題はあろうと思いますが、故意であるかないかというような判断がそこに入ってくるものと考えてございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 故意であるか、故意でないかというのはどこに条文あるんですか。判例 等あります。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 具体的なそういった判例は確認してございませんが、 先ほどお話ししましたように、20年代当初のそういった数百名近い署名の偽造が行われて摘 発事例があるというような判例はございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 今回の偽造とどう違うんですか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 前回の場合については家族の方とかというんじゃなくて、集める方が数百名の名前を書いてやったということで刑事罰をもってやられたということの事例です。今回の場合は家族の方が、故意でなくて、選挙管理委員会としては故意じゃないというような判断をしてございますが、故意でなく署名を、もう1回来でもらうのもあれだからというような話だと思うんですが、息子の分を書いてやったり、お父さんの分を書いてやったと。事後承諾なりしてもらったということで故意ではないというような判断で、今、昭和20年代前半の話をしましたが、それとはまるっきり異なるものというふうに思ってございますし、また、その署名簿に関しての異議があるときは関係人は縦覧期間の中で申し出ることができるというふうな規則もございますので、その期間に異議申し立てがなかったのでそのまま請求者にお返ししたということでございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 私は地方自治法の最近買った冊子あるんですが、ここの中に、署名の権利を有する家族に頼まれて本人のかわりに署名したような場合であっても本項の偽造罪は成立するというふうになっております。

それから、一つは、代表者名の代筆署名の方法をとる場合を除き、本人が同意している場合であっても他人が代筆すると無効の署名偽造罪が成立するとあります。この辺、ご見解を伺

います。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 先ほどお話ししましたように、縦覧期間中に異議申し立てがあればそういった形で疑義を問いただして罰則規定を対応するというふうなことはできますが、今回申し立ては一切ございませんでしたので、そのとおり取り扱いをいたしました。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 公務員の犯罪を告発する義務がございますね。条例言いましょうか。明らかにこれは無効であるというふうに判断して無効の判を押しながら、これは偽造だというのはわかるはずですよ、選管の専門家であれば。その縦覧期間で関係人から異議申し立てがあったからじゃないんですよ、法律というのは。本人が知らないうちに犯したって罪は罪なんですから。何の罪だって。それは知らなかったあなたが悪いと言われる、あるんですよね、そういう話は。ましてやこういう大量に偽造罪なり代筆偽造なりがあるわけですよ、今回は。千何百。そのほかに私たちが見ても明らかにこれは無効だな、偽造だな。それを選管が、書記ですか、事務局ですか、これはおかしいよって感じなくちゃならないですよ。それを選挙管理委員会にも相談もせずに、終わってから形式的に、「はいこれできました、承認をお願いします」。これ選挙管理委員会の仕事としてもちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の絡み、どうですか。

議長(伊藤一男君) 書記長。

選挙管理委員会書記長(村上正広君) 今おっしゃるような形で、それは家族の者がそれをした。それについては故意であろうとなかろうと問題はあるというようなご意見でございますが、そういうことであれば一人一人、選挙管理委員会で無効にした件数ですね、全部を訴えるというような形になろうかと思いますが、選挙管理委員会といたしましては故意でないというような考え方で、故意であろうがなかろうがという今のご意見はありますけれども、はっきりとした故意的な詐欺ということであればこれは訴えますが、実際に今言ったように故意的でないものというような判断をしておりますので、それを訴えないことが問題だということであれば、ご指摘いただければ選挙管理委員会として会議を開き、それなりの対応をしていきたいというふうに思います。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) 現実には家族の方が家族の方の名前を書いて、多分悪意で故意に書いて

いる人はいないと思います。当然署名した方自体もこの直接請求制度の趣旨がわからない、そして理解できない、だから説明もしていない。実際に署名をされた方から私いっぱい言われています。何だか知らないけれども急に来られて、署名頼むから何でもいいから署名してください、みんなの名前書いてください。大体署名集めている受任者の人からして理解していないんですよ。「隣も書いたから、こっちの家も書いたから、書いてけさいん」と言われれば、知り合いだからおつき合いで書いているというのが現実に大半なんですよ。だから、私、問題にしているのは、こういうことにならないように、やっぱり直接請求をする側になったらばきちっと受任者の方に何回も何回も詳しく説明して、こういうことが起こらないように、せっかく署名、善意でしてくれた人が全部パアになるということは非常に申しわけないことですし、ですから、そういう意味から言って、やはり選管の立場としてきちっと前もって指導というのがなされてしかるべきだと思うんですよ。

この直接請求制度というのはいろいろなことに使えるわけですね。大坂を、あいつを議員を解職しろと、やめさせろということであれば、やっぱりこういうことが利用できるわけですね。何か成立要件が3分の1とか、その後投票とかいろいろチェックはあると思うんですが、そういうときに今回のような何だかあやふやな、有効、無効の判断だって明らかにこれおかしいですよ、あの判断は、私見たって。あと何百件かは無効になってもしかるべきです。それはあなたの判断でしょうと言うけれども、選管だってあなたの判断でしょうって私言えるわけですよ。それは職権でやっているから、あなた方の選管の方のが有効になっているのかもわかりませんけれども、そしてなおかつ、それについては後に代筆の違反もありますよね、たくさん。だから、あれ違反だらけなんですよ、はっきり言って。

けれども、本来であればこれは親告罪ですから関係人でなくたってそれは告発もできるわけですね。でも、わざわざそんなことをする必要ありませんから、する必要はないんですけれども、やっぱりこの直接請求制度をきちっとしたものにする、きちっとしたものに育てていくということはやはり住民の権利としてもそうあってほしいものなんですよ。私も経験者として、あのときは必死になって無効にならないように本当にみんなに趣旨を理解してもらえるように頑張りました。その結果 2 %、選挙権がなかったとか、移ってなかったとか、あと、これは有権者でないとできないということを知らないで書いてしまったとか、その程度はあるんですよ、確かに。それは 1 %、 2 %にとどまってしかるべきであって、今回のように12%、プラスもうちょっとあるというような感じの無効になるような署名がたくさん出るような直接請求制度の運営というか、そういうものについてはやはりちゃんとただしていか

なくちゃならないというふうに私は思うんです。

例えば私を解職しろという請求があって、微妙に数が、有効、無効が微妙に近くなったとき これは直接請求制度、議会の解散もできます。首長のリ コールもできます。それから当然役場の役職員の方でも解職できると。それから住民監査も できると、請求もですね。いろいろなことで使えるわけですね。ですから、これの運用なり 仕方なりをやっぱりきちっとした立派なものに仕立てていかなくちゃならないというふうに 私は思うので、今後、制度を使った動きがまたあったときに混乱しないように選管の指導を どうやっていくのかというのを、今後のちょっと考えをお伺いしたいと思うんですが、どう でしょうか。 議長(伊藤一男君) 書記長。 総務課長併選挙管理委員会書記長(村上正広君) 大変恐縮でございますが、――――― **――――確かに議員おっしゃるように直接請求については、今お話があったよ** うに重要な問題でございますので、今回のように1万票というふうな形になれば50分の1は はるかに超えた人数でございますので、ある程度の、人間ですからミスはありますけれど も、ミスは許されるものと思いますけれども、今言ったように1人、2人というような問題 になれば、かなり身柄を左右するというような問題もございますので、それらについては十 分に注意をしていきたいというふうに思いますし、柴田町としても今回で2回目ということ で、それでも全国の事例や県なりと調整し、また、3町の選管等との打ち合わせをしながら きちっとした形で進めさせていただいたものというふうに考えてございますので、ご理解を お願いいたしたいと思います。 議長(伊藤一男君) 大坂三男君。 5番(大坂三男君) 見解の相違でございます。 ———— ----よろしいですか。(「はい」の声あり)あやふやな という表現にさせていただきたいと思います。 それでは最後に、法定合併協議会ですね。これ、先ほど言いましたように50分の1以上の署 名で請求が成立すると、議会にかかるということでございます。議会にかかるときに、町長 が意見を述べてと、諮るということがあると思うんですが、それは必ず意見を述べなくちゃ

3 7

ならないものなんでしょうか。述べなくてもいいものなんですか。

議長(伊藤一男君) 企画財政課長。

企画財政課長(加藤嘉昭君) 議会の方に合併協議会の設置につきまして付議する場合は町長の意見を付してというふうになっておりますので、その付す内容につきましては、どうなるかまたあれなんですけれども、意見を付すというふうになっております。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) これは合併協議会を設立するか否かの問題に対しての意見の付議で、合併そのものに対してまでは踏み込んでの意見ということではないということですか。

議長(伊藤一男君) 企画財政課長。

企画財政課長(加藤嘉昭君) あくまでも合併協議会の今回の請求を受けまして、合併協議会の設置についての議案ということになりますので、その設置についての町長の考え方というんですか、そういうものを付すということでございます。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) それは時期的にはいつごろになるんでしょうか。

議長(伊藤一男君) 企画財政課長。

企画財政課長(加藤嘉昭君) 6月3日に、大河原、村田、柴田ということで、3町で本請求があったという旨を県の方に通知しております。それで、けさ電話入ったんですけれども、県の方ではきょう付で3町から通知を受けた旨の通知を出すという連絡が入りましたので、県の方から通知を受けた翌日から60日以内ということで議会の方に上程することになります。ですから、きょう通知届けば、6月10日ですか、明日から60日以内ということで、8月8日まで議会の方に付議するということになると思っております。

議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

5番(大坂三男君) はい、わかりました。そのときは粛々と、私たちも意見を述べたいとい うふうに思います。

以上でございます。

議長(伊藤一男君) これにて5番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

次に、10我妻弘国君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔10番 我妻弘国君 登壇〕

10番(我妻弘国君) 10番我妻弘国です。

大綱2問、質問させていただきます。

禁煙から5年、この先は。

先日、柴田町出身で歌人の小池 光さんの「タバコが吸いたくなる時」のエッセーを読ん だ。

新幹線で仙台に来るときなのだろうか、車窓から見える山の頂に登り、眼下にどのような 風景が広がるだろうかと考えたときにたばこが欲しくなると言っています。もちろん短歌を つくるときには当然、まず1本のたばこに火をつけてからと書いてありました。芸術家には たばこが必要な嗜好品なのだろう。

さて、平成15年に太田前教育長の努力で町立幼稚園・保育所・小中学校の敷地内を禁煙に しました。さらに禁煙を進め、健康な体づくりと環境にやさしいまちづくりを考えていく必要があると思いますが、町の考えを伺いたいと思います。

2点目、再度の合併協議をする前に。

本年 1 月23日、合同庁舎 4 階で「市町村合併」のみやぎ出前講座が開催されましたが、その資料には、市町村の望ましい姿として、基礎自治体である規模・能力の拡充が必要不可欠であり、その人口規模は17万人規模が効率的であると記されておりました。

この考えは、将来、全国を300から500ほどの自治体にし、道州制の実現を推進しようとする考えが根底にあると思われます。

3月定例会で、3町合併ではなく2市7町の合併を考える必要があると町長は言っていますが、3町の法定合併協議会を立ち上げるについてどのような考えを持っているのかお伺いします。以上です。

議長(伊藤一男君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長(滝口 茂君) 大綱2点ございました。

禁煙関係でございます。

平成15年5月に国民の健康増進を総合的に進めるための法律「健康増進法」が施行され、その第25条において、学校、病院、事務所、官公庁施設など、多くの人が利用する施設において受動喫煙を防止するための措置として、完全禁煙や分煙室の設置などが義務づけられ、社会的に非喫煙者への配慮が進められました。

これらを踏まえまして、町ではこれまで、児童生徒の受動喫煙防止や教育的効果の観点から、小中学校敷地内での全面禁煙及びその他の公共施設においても全面禁煙及び分煙対策を推進してきたところでございます。

町民の健康寿命の延伸を諮るため、喫煙に伴う健康影響に関する情報の提供を行うととも

に、引き続き母子手帳交付時や乳幼児健診等の母子保健事業等の各種事業及び各種健康教室などにおいて、たばこに関する正しい知識の啓発普及や禁煙希望者への支援などの取り組みを積極的に推進してまいります。

公共施設の施設内の禁煙対策につきましては、当面、分煙対策を強化しながら、将来的には 全面的な禁煙の方向を目指して検討していきたいと考えております。

2点目、現在、道州制の議論が活発化し、道州制が現実味を帯びております。道州制においては、国、広域自治体、道州でございますが、及び基礎的自治体である市町村の役割分担が見直され、道州から市町村へ大幅な権限移譲が行われることが想定されることから、基礎的自治体は現行の「中核市」の人口規模である30万人前後が望ましいと言われております。こうしたことから、将来は2市7町といった規模の大きな合併が求められてくるというふうに思っております。

「3町の法定協議会立ち上げについて、どのように考えているか」についてでありますが、 今回の住民発議による合併協議会設置の請求が同一であることから、各種条件が整い各種手続 に沿って進められますと、町長は合併協議会設置について議会に付議しなければなりません。 6月2日に3町とも合併協議会設置同一請求書が提出され、6月3日に知事に合併協議会設置 の請求の要旨を報告しております。今後、知事から3町通知、先ほど企画財政課長から通知が あったということでございますので、60日以内、8月8日以内に法定協議会設置について議会 に付議しなければならないというふうになっております。3町とも議会で議決されれば、合併 協議会を設置することになります。

大河原町・村田町の両町長とは、合併に関してはまだ一度も協議しておりませんので、今後 合併協議会設置について議会に上程するに当たり、協議会の規約等について協議しなければな らないと考えているところでございます。

以上でございます。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番 (我妻弘国君) まず最初に、第1問の禁煙の方からお聞きしたいと思います。

先ほど妊婦さんとか健康教室とかいろいろなことを言っていますけれども、ことしから町の無料妊婦健診が5回になっております。本当は10回ぐらいがいいらしいんですね。河北新報によりますと、女性の喫煙率日本 1は宮城県だそうです。ご存じですか。妊婦が喫煙をしますと、たばこの有害物質で胎児の正常な運動がとめられたり、栄養供給が阻害されたり、また早産しやすくなったり、先天異常や低体重の赤ちゃんが生まれると言われております。さらに、

喫煙は胎児の成長過程で脳を傷め知能の発達がおくれると指摘されております。喫煙は胎児虐待をしているという考えであれば、妊婦さんにはお腹の子にたばこを吸わないような、それが最高のプレゼントと指導する必要があるんではないか。先ほど町長は妊婦さんにもいろいろ指導していると言っていますが、妊婦健診時には家族も同伴していると思われますが、どのような指導をしているのかをお伺いします。

議長(伊藤一男君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(平間洋平君) お答え申し上げます。

まさしく議員さんのおっしゃることは正論でございますので、そのように私どもとしましても、母子健康手帳交付時から母子と胎児の健康に与える影響が、たばこがこんなに健康被害を与えますよということで、そのことにつきましては口を酸っぱくお話し申し上げてございます。それらに伴いまして、妊婦さんが母子ともに健全で健やかな赤ちゃんが誕生できますようにということで、従来での妊婦健診を回数ふやしてございます。2回から5回にふやしてございます。仙台市は10回だということなんですが、国が定めています指針では、妊婦さんの健診は14回ぐらいが適当だろうというようなことで、最低でも5回はきちんと健診を受けてほしいというようなことで本町も5回ということにしてございます。

仙台市は10回なんですが、中身につきましては、本町の5回は5回とも無料といいますか、必ず5回は最低健診を受けてほしいというようなことで5回の無料券を発行いたします。仙台市の場合ですね、5回等につきましてはそういう考え方なんですが、あとの5回につきましては一部助成という形で、健診の回数を10回公費負担しますということなんですが、一部助成という中身で10回の回数を数えているというようなことでございますので、回数だけにとらわれず、ちょっと中身についてもご理解いただければと思います。

今後とも、議員さんがおっしゃることはまさしくそのとおりでございますので、その意義を 対して今後とも取り組んでまいりたいと考えてございます。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) ありがとうございます。全国平均が5.5回なんですね。柴田町は0.5回おちているわけですから、0.5回分助成でひとつ頑張って、少子高齢化の対策というと今柴田町ではいろいろなことをやっているわけですけれども、これもまた大事じゃないかと思うので、ひとつご検討をいただければと、こう思います。

次に、5月31日は世界禁煙デーでございました。6月1日からはカードがないと自販機から たばこが買えなくなったようです。たばこは二十になってからとか、大人になってからと か、こういうふうに言われていますが、このような言葉というものはかえって興味をそそるような、そういうふうに感じます。小中学生がたばこに興味を持つのは、友達とか回りとかじゃなくて、一番はやっぱり両親なんですね。両親の影響でたばこを始めるということが非常に影響が大きいです。平成18年の4月から禁煙治療に健康保険が使えるようになっておりますね。肺がん、心疾患の原因の一つと言われていますので、医療費の抑制からも禁煙治療が必要と考えます。ニコパッチを含め禁煙治療がどのように施行されているのか、また実行されているのか、町の取り組みをお伺いします。

議長(伊藤一男君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(平間洋平君) お答え申し上げます。まさしく議員さんおっしゃるように、たばこを吸われる方々のニコチン中毒と言うんでしょうか、ニコチン症を治すというようなことで、その治療のために保険適用がなってございますので、やめたいという方につきましては医療機関にかかって治療を受けてやめている方もいっぱいいるので、そういう治療機関については保険医療の適用医療機関というようなことでお知らせしてございます。

これにつきましては、宮城県の広報等にも載ってございますが、仙南保健所管内につきましては、角田の金上病院とか、あと大河原のかわち病院、甘糟医院等々につきましては、情報としては公開しましてお知らせしているというようなことでございます。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) もう少し積極的に広報なんかで知らせていただければというふうに思います。

先日、駅前商店街の花植えがありました。そこにボランティアで新盛堂さんが参加していましたので、タクシーの禁煙化ということについてお伺いしました。そうしたら、昨年7.6%のタクシーの禁煙率だったそうですが、ことし5月には50.8%に禁煙車がふえたということになっておりますと、彼は、私のところに教えてくれたんですけれども、車内が公共空間になっているという、そういう考えがタクシーの業界でも皆さんそういうふうな認識になってきている、そういうことなんですね。次のお客さんが不快な環境にしたくない。禁煙車というのがもっともっとふえて、全部禁煙車になるのももう時間の問題と、そんなこと言っておられました。

歩道での歩きたばこや煙害、それからやけどで迷惑をかける場合がありますね。2002年に東京都千代田区で過料つきの生活環境条例をつくり実施しています。条例施行から5年の昨年8月に定点観測地点を見ましたところ、一番、秋葉原の駅前だったそうですけれども、吸殻

ポイ捨てが30本だけだったと。非常に激減している。2,000円の過料つきだったんですけれども、過料を言い渡された人が5,000人、過料は900万円になったそうです。喫煙は私の、趣味で吸っているわけですから、そういうことで私的な行為というふうに見て、公共の場所に喫煙所は設けていない、そういうことだそうです。

それから、先日、新聞で紹介されました神奈川県の禁煙の取り組みが紹介されていましたので、ちょっとその記事を紹介したいと思います。神奈川県33市区町村のうち、23市区町村で路上喫煙を禁止する条例がつくられて、昨年7月にはタクシーが全面禁煙となっております。県民意識調査でも、公共施設の喫煙に何らかの規制が必要との回答が88.5%、喫煙者でも、69%の方が何らかの規制が必要だと、こういうふうに言っております。その視点から、飲食店やホテルなどを含む不特定多数の人が利用する施設の喫煙を全面的に禁止する禁煙条例を実現させようとしている今だそうです。

住民の健康を守ろうとする気概がここに見られますよね。私たちの町ももう少し禁煙の場所というか、路上喫煙の禁止とか、そういうのをやっぱり考えていかなきゃならないかなとこういうふうに思いますが、町の今後の取り組み方を、これは町長ですかね。町ですかね。 議長(伊藤一男君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(平間洋平君) 貴重なご意見、大変ありがとうございます。

基本的な考え方だと思うんですが、健康増進法で受動喫煙防止が強くうたわれています。 簡単に言いますと、健康被害に遭いたくない人、リスクを負いたくない人たちにリスクを負 わずに済む環境を整えるのが、これが基本にあろうかと思います。日常生活において議員さ んもおっしゃいました人通りの激しい通路で、東京等におきますと受動喫煙を求められてい る、バス、タクシーなんかも当然責務はございますので、バス停、停留所を禁煙にするとか いろいろな方策があると思いますので、その健康被害をリスクを負いたくない人がきちんと そのリスクを負わずに済むような日常生活における環境の維持創設を基本に今後考えてまい りたいと思います。

手元に神奈川県の公共的施設に関する禁煙条例等につきましても資料を持ってございますが、これらを本町に当てはめます場合には各種、商工会とか医師会とかいろいろな各種関係団体等々と協議調整が必要になってこようかと思いますので、徐々にそういう関係機関と話し合いの場、テーブルの確保に努めてまいりまして、本町におけるリスクを負いたくない人には負わなくても済むような環境の創設に今後とも努力してまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) そのような努力を今からしていく、今までもされているだろうと思いますけれども、なお一層進められるようひとつ努力してみてください。

次に、花植えには町からごみ袋をいただいております。袋には枯れた草花や植栽の枝葉が入れられます。しかし別の袋には、ポイ捨てされたびん、缶、箸、トレーなど多様なものを拾って分別後処分をしております。投げる人の顔は見えないけれども、見えないから投げるんだろうと、こういうふうに私は思っております。ひどいのは、せっかく植えた花を折ったり、鉢を投げたり。鉢の壊された数はもう50近いです。そんなような状況ですけれども、飽きずに、何か花があれば少しはみんな喜ぶんじゃないだろうかと思って商店会で始めたのを、私も、商店はやめましたけれども、やっぱりお手伝いをしております。

このようなことからほかの自治体では罰則つきのモラル条例というものをつくっております。つくったところで、今までこのような行為が幾分なりとも減ってきている。特に放置自転車なども減ってきている。それよりも何よりも我が町を安全できれいにという考えが住民に受け入れられてきている。本当に私はもう子供のころこんなに汚い、ごみ捨てみんなやったのかなと、だんだんだんびどくなるなと、こういうふうに思っております。何か前にも後ろで小丸さんですか、非常に悪くなってきているというようなことを言っていますけれども、本当に私たちもそう思っております。何とかしなくちゃならない、そういうふうに思っています。3月の定例会で、柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例が制定しております。きのうの渋谷の通り魔事件、これは私たちも聞いてびっくりしました。しかし、そんなような事件が起こらないように私たちもひとつ大いに、もう1回あの条例を見直して、効率的な効果的な条例になっていくようにしないといけないなと、こういうふうに思っておりますが、そのような条例とは別に杉並区の安全美化条例のようなモラルアップを推進する条例づくりの検討も必要ではないかなと、こういうふうに思いますが、いかがでしょう。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 柴田町は本当に皆さんに環境問題についてはいろいろな分野で取り組みをさせていただいておりますので、環境を守り、美しくしていこうという気運の醸成はあるんではないかなというふうに私は考えています。もう一方で、自分たちで条例をつくろうという動きは200回にわたって議論をされておりますので、この動きを結びあわせて、今おっしゃったような杉並のモラルアップ条例をつくるという一つの方向性を示して、みんなが結集して、条例をつくることが目的じゃなくて、途中の過程で美しい町をつくった方が自分たち

の生活する上でも豊かな生活ができる、潤いができるということで目標を立てるのはいいん ではないかなというふうに思っております。

今後、この条例を今すぐつくるというようなことにはなりませんけれども、そういう方向でみんなで自分たちの町がどうあるべきか、美しい町はどうあるべきなのかというのを検討してそれを形にするというのは大きな政策だというふうに思っております。そういった意味で、禁煙とか、それから犬のフン等々、若干まだまだ問題もございます。また、これは柴田町だけで条例というのが住民に知らしめるためには時間とか能力の問題もございますので、県の方でもやっぱり宮城県全体としてもそういう禁煙とか美化とか条例をつくるような運動を、そっち側とタイアップすればもっともっと効果的にモラルアップ条例ができるんではないかなというふうに思います。これを目指して少し段取りですか、工程表を検討させていただきたいというふうに思います。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) ありがとうございます。私もその節は参加して一生懸命やりたいなと、こういうふうに思っております。

現在、庁舎内で喫煙が禁止になって禁煙になっている。庁舎に入ってくるときには東側と北側と南側あるんですけれども、北側と、正面玄関と東側の玄関のそばに喫煙所があるわけですけれども、どうも入ってくるとたばこを吸っている人の姿、格好悪いですね。職員の姿が格好悪い。普通たばこを吸っているとこう、葉巻を吸っていると、映画で見るとですよ、非常に格好いいですね。ダンディーな男に見えるんですね。我々の役場の職員も映画に出るときは多分格好よく見えると思うんですよ。けれども、外から入ってきた例えば町の人たち見ると、格好悪いなと思う。たむろして何やってるんだろうと。時間中にたばこを吸っていてもそういう姿でみられるんですよ。非常に格好悪いね。ダンディーではない。

私は、それで、前の回に、使っていない食堂のこっち側のもう本当に調理室、あそこのところを開放してあそこでたばこを吸うようにしてもらったらどうかと、こうお願いしたんですけれども、一応検討しますということでそれっきりになっている。多分あれは庁舎内禁煙ということでしなかったのかどうか。それとも、たばこを吸う人の部屋をもう少しきれいにするのに財政難だからできなかったのか、これはわかりません。でも、私はやっぱりどうも格好悪いなと思うんです。女の人だってたばこを吸う人だっているんですよ。やっぱり表でこんなふうにやると、ええってなるでしょう。やっぱり私はいま一度あの場所にこだわることなく喫煙場所の再検討をひとつお願いしたいなと、こう思いますが、いかがでございます

か。

議長(伊藤一男君) 企画財政課長。

企画財政課長(加藤嘉昭君) 今、議員さんからおっしゃられたように、財政課の方でいるいる検討しまして、1階の旧食堂を改造しまして完全な分煙をしたいということで、今月末ぐらいまでには完成させまして職員なり、それから来庁する町民の方々もそこでたばこを吸うという環境を整えたいということで今、進めているところでございます。

議長(伊藤一男君) ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開します。

午前11時50分 休憩

[午前11時50分 19番 大沼喜昭君 退場]

午後 1時00分 再 開

議長(伊藤一男君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番我妻弘国君の質問を続けます。我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) それでは、合併についていろいろお尋ねしたいと思います。

私は、前回、法定合併協議委員として合併を推進する考えでおりました。合併をすると何かスケールメリットというものが何かありそうな感じがしていたので、福島大学の公共政策論教授、今井教室に出向きまして、合併のスケールメリットについて伺いました。先生の答えは、最大のスケールメリットは事業中止に伴う歳出削減であります。この答えには私はショックを受けました。さらに合併は、今回の合併はですね、国サイドにはメリットがあるが合併をする自治体には何のメリットもない、こうも言われておりました。

現在、広域として消防、防災、衛生、ごみ処理、教育など多くの事業が広域的に運営されております。5月27日の河北新報にですね、県では消防を広域化統合の検討がされているとの記事で、それによりますと、管理部門の人員を削減して現場要員をふやすことで24億円から39億円の経費削減ができると、こういうふうに載っておりました。そのような考えが今後ますます必要になってくると私は考えます。ほかの事業、例えば環境対策や農林業についても広域連携で事業強化を図り歳出削減を考えていく必要があるんではないか。2市7町の合併を推進する町長であれば、広域でやった方がいい、より効果的な事業の検討をし、さらに積極的に提案し、2市7町の合併の準備をする必要があるんではないかと、こういうふうに考

えますがいかがでしょうか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 本当に合併について久しぶりにこの議場で議論をするということになりましたので、正しい情報のもとに的確に議論をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほどスケールメリットがございました。合併して起こることとですね、努力しなければ起こらないことは分けて議論をしないといけないというふうに思います。合併して当然起こること、これは、一番最初はもちろん垣根がなくなること。これは一つ必ず起こります。それから起こるのは、首長、副町長、教育長、議員の人数が減るということでございます。それから起こることは、事務所が一つにどこかに移動すると、一つしかない。名前については、これはもとの名前が使われるかわかりませんけれども、自動的に起こることはこれだけなんだと。あとは努力しないと規模のメリットというのは出てきません。ここは履き違えているんではないかなというふうに思っております。

先ほど言ったように効率化を図るということは、小さなところ、学校とかですね、そういうのは切り捨てなければなかなかメリットというのは、規模のメリットというのは働かないんだということでございます。一方、広域行政、これにつきましては今2市7町でやらせていただいております。首長はちょうちょうはっしの議論をさせていただいて、例えばごみの広域的な施設建設についてはおくれるというようなことがございますけれども、今のところお互いに意見を出し合って、最終的には意思決定をさせていただいております。それから介護サービス、身障者の認定、これも2市7町で議論をしております。もちろん消防についてはやっておりますが、県は、きのう、ご指摘のとおり仙南、名取から南を全部一つにするというようなお話です。これも調べましたけれども、消防行政は10万人、ダイオキシンが発生する清掃工場、これは10万から30万、介護サービスの供給には20万から30万、500床のベッドを持つ病院経営は20万、それから専門性を確保できる職員数は17万と。ですから、もう3町の枠で考える範囲外に社会の動きは大きくなっている。ただ、道州制という国の形を変えないとかさを大きくしても効果は上がらないというふうに考えております。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) 先ほど教育施設整備基金5,000万円に関して大坂さんから質問ありましたけれども、私も幾分ちょっと説明補足をしていただきたいと思いまして、質問させていただきます。

平成25年までは16から18億円の公債費がありますが、その後は10億円程度に減っていきますね。それで、先ほどは槻木中学校、船岡中学校の学校の改築ということについて、3年据え置きで20年の返済期間を考えながら今年中に検討したいと、こういうふうな話があったんですが、例えば20年の返済金は両方合わせて、仮に同時着工した場合、補助金はかなり上がっていくようなので同時着工も夢ではないとそんなふうに考えますが、両校ともやっていった場合、返済金はどのぐらい、公債費はどのぐらいになるのか、それをお伺いします。

それと同時に、3町合併するようになったらそのような建設にどのような影響があるのか。 これら2点、今関連しているので。

議長(伊藤一男君) 企画財政課長。

企画財政課長(加藤嘉昭君) 1点目の、先ほど教育総務課長がお話ししました船岡中学校、 槻木中学校の場合、3年据え置きで、両方ですと約9億円ということになります。それは詳細には出しておりませんけれども、単純に20年で償還するということになりますと毎年4,500 万円程度の利子除きましてですと、5,000万円程度になるということで考えております。起債 分です。

それから、3町合併の際には、当然今後協議会が設置されれば、3町の財政推計なり新市建設計画等で優先順位をつけまして、財政と見合ったハード事業を新市建設計画で定めていくということで、柴田町としては当然その前にまず実施計画なり長期総合計画等を策定しますので、槻中と船中は、最大のやらなければいけない事業ということでは、主張していくということになるかと思います。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) 確認ですけれども、船岡中学校の体育館は昭和31年に建設されて、ついこの間同級会がありまして、その卒業写真に「県下一の体育館」と載っていました。建築から52年たっております。これも含んでいるんでしょうか。

議長(伊藤一男君) 教育総務課長。

教育総務課長(小池洋一君) 今の企画財政課長の答弁は船岡中学校の校舎と槻木中学校の校舎の答弁でありまして、船岡中学校の体育館は含まれておりません。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) それは後ほどまたいろいろなところで検討していきたいと、こういうふうに思いますが、次に行きたいと思います。

対等合併をするためには、2市7町であっても、3町合併であっても、各自治体がそれなり

の努力をする必要があると、こういうふうに私は思います。特に赤字 3 兄弟と言われる村田、大河原、柴田の合併を目指すときに私は職員削減が一番財政再建に寄与するものと、こういうふうに思っております。

定員管理の進捗データを見ますと、柴田町は平成19年に81.5%の進捗率、ちょっと行き過ぎたかなと、こんなふうにも思えるところでございます。それから、村田町が23.1%、大河原は37.5%の進捗率になっております。この数字を見ますと、村田町、大河原町では合併後に職員削減をして財政再建を図る、こんなようなスタイルに見えると、私にはそう思えます。両町の財政削減に努力する、そういうスタイルが見えてきません。各自治体が合併できるような体質になったとき初めて合併できるベストチャンス、こんなふうに私は考えますが、1市3町を進めたときも今回もラストチャンスと書いてはあります、看板にですね。しかし私は、合併できる体質になった、そういうときこそ合併できる本当のチャンスでないかと、こういうふうに思いますが、町長はどうですか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 3年前に大河原の議会の否決で、柴田町は自立戦略を立てさせていただきました。そして財政シミュレーションをしましたら財政破綻をするというようなシミュレーションが出ましたので、それ以降3年間にわたりまして、この議会でも財政再建プログラムの検討に当たってはちょうちょうはっしの議論をさせていただいて、そしてみんなでとにかくこの危機を乗り越えようということで財政再建プランをつくって、10年度からスタートさせていただきました。

その間、本当に職員には大変申しわけない、一番は人件費のカットですね。それから、今ご指摘にありましたように81.3%という職員を少なくしました。合併したところと比べても一番トップでございます。合併して職員が減るなんていうのはうそなんですね、柴田町に比べれば。そういうこともきちっと理解をして、やっぱり3年間痛みをお願いして、ここに来て、財政課長が説明したように、職員の給料カット分、税収が1億3,000万円ふえる、地方交付税が予算計上より2億3,000万円ふえる、そして節約して、6,000万円多分繰越金が出るだろう。議会に提案させていただきますから。この努力をしてやっと5億5,000万円貯金をして9億余りのお金をつくりました。そしてリコーさんの進出もあるし、工場建設もあると。

ほかの自治体の話はしたくございませんが、新聞報道で、村田町は町長が議会答弁をして おります。今後3年間で15億円足りないと。私の3年前の時期を今村田は迎えようとしてい るんではないかなというふうに思っております。私も河北新報の投稿欄にしましたけれど も、今おっしゃったとおり、やっぱりまずみずから自分のところの財政再建をしてある程度 貯金を持つ、ある程度借金を減らす、財政が健全化したときに合併してこそ本当に効果が上 がると。ですから、今の段階では、柴田町は一生懸命自立のためにみんなで努力して、これ を町民のためにお返ししていくのが私の責任だろうというふうに考えております。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) ことしの4月1日付でフレッシュ通信 6が発行されております。「柴田町は夕張のような財政破綻はしません」と書いてあります。その下に一部議員の合併したときの裏取り引きが書かれてありましたが、ニュースソースはどこなのか。そして間違いない情報なのか。町長の後援会の会報だけに信憑性が要求されます。そのニュースが、うわさだったとすれば、不適切な本当に記事ではなかったのか。うわさが本当なら、合併協議会の住民請求の署名集めにかかわった住民、それから署名をした住民をばかにするものであります。この情報は間違いない情報なのかどうか確認したいと思います。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 情報の信憑性の前に、この後援会というのは私の政治活動と表裏一体をなすものでございます。今回のフレッシュ通信の内容について一部不適切で、品格に欠いた点があったということは大変反省をさせていただきたいと。この場をかりまして、ご当人にはおわびを申し上げたいというふうに思っております。ただ、その取り引きというのは、実は、大河原に事務所があればというような新聞記事がございましたので、それを拡大解釈してしまいましたので、大変申しわけなく思っております。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) 作為的なそういう記事というのは好ましくありません。特に町長は立場上そういうことを、これ黙認したというふうにしかなりませんので、今後気をつけていただきたいと思います。

さらに、議会ウォッチングとしてコメントが書いてありました。町長の第一秘書とか第二 秘書が書いたんじゃないかとそんなうわさが飛び交っております。どうもきれいな女性みたいですね。仙台市の議会ウォッチャーでは本議会や委員会を傍聴してチェックするとなっております。我が議会の傍聴者は、動員をお願いしたときは数多くいらしていますが、ないときはそんなにも普段は非常に傍聴者は少ない。議会ウォッチングをするならば、偏った見方でなく答弁する側のチェックも大切ではないか。住民感覚に沿った建設的な議会にしていこうと、そういう意図が見えればそれはいいんですよ。今回のこれは本当に残念でなりませ

ん。特に個人攻撃があったと私は思います。これが選挙前6カ月を切ったときにこんなことがありますと選挙妨害になりますよ。やっぱりこれは、私は町長のブレーンの見識が問われると、こんなふうに思います。後援会長ともども大いに反省すべきで、今後書き方を改めていただきたい、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) これは政治団体の広報紙といえ、直接情報源は私でございますので、これにつきましては、今後ほかの政治家の方々に対して、または町民に対して誤解のないような、もちろん後援会ですから町民全般に差し上げたわけではございません。ある程度限られてはおりますけれども、その限られた中でも品格の欠けるような内容にはしないつもりでいきたいというふうに思っておりますので、ご忠告は心に銘じてやらせていただきたいというふうに思います。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) そのとおりにしていただきたいと思います。

次に、前回の合併協定書を読んでいましたが、慣行の取り扱いの項目に、町老廃止、議員礼 遇制度廃止がありました。これについてはそんなに異論はありませんが、ただ、現在我が議 会では議場に長年議会活動されてきた先輩の写真が掲載されております。しかし、議場の掲 載は、もう時代は変わってきております。今、議員も4年の区切りをもって、それでよしと されておりますので、もしこれ掲載を続けるのであれば議員控室でもいいんじゃないかな と、私はこう思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長(伊藤一男君) 暫時休憩いたします。

午後1時24分 休憩

午後1時25分 再 開

議長(伊藤一男君) 再開いたします。

10番(我妻弘国君) ただいまの質問は、私の町長に対する質問としてはなじまないということなので取り消しをさせていただきまして、これは、またほかのチャンスのときに議員団と 提案していきたいと、こんなふうに考えております。

続きまして、前回の合併協定書を再度見てみましたが、事業の検討されていた4年前とは各 自治体の内容がさま変わりしております。例えば村田では学校の統合問題、それから柴田の 菊の祭典の中止、それから大河原、村田の水道料金の値上げ、また、ことし検討されると思 われる柴田町の桜に着眼してのコンパクトシティ構想など、細かく見ますと再検討事業は数 多くあるように見えます。新市の事業の再検討をする時間がかなり必要ではないでしょう か。住民説明会をしたり、する時間がかなり必要ですね。それから住民投票するまでの時間 的な余裕は大丈夫なのかどうか。

仮に法定合併協議会ができたとすれば、住民にはわかりやすくメリット、デメリットを示さなければならない。メリットでは、行政の各種サービス、公共施設の利用について。デメリットでは、役所の生活がどのような位置が生活にどのような懸念が生じるか。それから中心部と周辺部の地域格差の懸念、地域コミュニティの稀薄化などいろいろあると思うんですよ。それで、住民の方々にはメリット、デメリットをできるだけ具体的に示してほしいと思うものですが、いかがですか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 今回は前回と同じ枠組みでございます。前回は2年間にわたりましているいるな項目、56項目検討をさせていただきました。その後一番大きく変わったのは、三位一体の改革で地方交付税が減るという、総枠で減るということ。それから、合併特例債が有利だと言われていましたが、これが40%から50%の基準財政需要額の参入が認められないということでございますので、大分前回とは模様が変わってきております。また、この3年間に合併した自治体がございます。その合併した自治体の状況が見れる立場にございます。ですから、今おっしゃられたように、住民サービスが向上したのか、それとも停滞しているのか、これ検証できますので、当然そういうことは検証しなければならないというふうに思っております。

また、前回は、調整ができないものについては合併後に検討するという項目が大分ございました。ですけれども、合併した自治体で今課題として、県の読ませていただいておりますが、調整項目を調整するのに時間がかかっているというような、これ、県の報告書に一部ありますので、ですから、今回は2回目なので調整すべき項目はすべて調整をさせていただいて、最終的には、住民投票まで行くかどうかはまた別な問題として、調整項目についてはきちっとお出ししていかなければならない。ですから、前回と同等以上の時間がかかる。かけないと正しい判断ができないんではないかというふうに今のところ考えております。ただ、ほかの首長さんのこともありますので、今は私の発言というふうにとらえていただきたいというふうに思います。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) ちょっと今から時間3分ぐらい読むんですけれども、ご紹介したいと思います。元自民党の要職にあった、野中広務元国会議員の発言であります。2006年12月発刊の「都市問題」第97の12号に、野中広務元国会議員が合併に関する記述をしていますのでご紹介します。

私は、分権に際して、強く合併促進を言いました。ところが、私は今になってやややり過ぎたかなと思っているのです。後悔しています。というのは、あの当時は幾らやっても1,000以上は合併できないだろうと思っていたのですが、今では1,800まで来て、なお法律が切れてからも合併が進んでいこうとしています。これはもう三位一体改革など地方切り捨ての財政が進んだため、小さな市町村が自分たちだけで生きていけない状態に追い込まれてやむを得ず合併していく姿にまでなってきていたということです。地方自治の本旨からずれているから恐ろしいのです。空洞化してしまっている。これは失敗ですと言っています。

この方は本当に自民党の中心の重要なポストにあった人の発言だけに、ちょっと考えさせられますね。合併はもう要らないよと、こういう言葉に聞こえます。しかし、今政府では道州制導入を言っております。先ほど町長も言っておりますが、道州制では仙南2市7町か、仙南全域か、そういうふうになっていますが、これまで柴田町が、道州制が入ってきたときに2市7町とか仙南全域のここに入って柴田町がどのような役割ができるか、それをやっぱり今から検証していく必要があると思うんです。町長は、2市7町を目指していくんであれば、そのような一つの研究会を立ち上げていく必要があるんではないかと、こういうふうに思いますが、いかがですか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 本当に道州制につきましては、もう合併は忘れられたように今は道州制、自民党の中では道州制の問題が取り上げられております。そうした中で道州制を今のように中央集権を残して道州制をして、そして小さな合併、2市7町でも仙南でまとめて、これでは今までの合併論議がおかしくなってしまうんですね。そうじゃなくてあくまでも道州制と、私がつたない情報の中から考えるのは、やっぱり中央集権をやめるんだと、完全に地方主権という考え方での道州制でないと中央集権を維持させるための延命措置にとられてしまったんではこれはいけないというふうに思っております。完全に国の形が道州制にあって、もう地方のことは地方で決定できるような、人材とか、財源とか、権限とか、そこまで踏み込んだんであれば、当然国の形が大きく変わるわけですから、2市7町の広域という合併問題も真剣になって考えていかなければならないというふうに思っております。

私も町村会という県の会議の中で、知事にそういう新たな広域行政について現段階で検討していただかないと、我々地方の残念ながら能力では、道州制を、研究会をつくっても限られた材料の中での検討会になってしまうので、この件についてはやっぱり、知事は道州制の推進論者ですから、県の段階でそういう市町村に情報をもらえるような研究会を立ち上げていただくよう私の方から言った方が、研究会立ち上げの実現性は高いのかなと、なかなか柴田町独自で研究会を立ち上げましてリードしていくというのはまだ力不足かなというふうに思っております。

議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) わかりました。それでは、やっぱり原点に戻りまして、とりあえず3町合併の法定合併協議会を立ち上げざるを得ないと思うんです。それはそれできちっと進めていかなければならないと私も思います。

しかし、2市7町で今抱えているいろいろな問題がありますね。これはやっぱり将来合併するための一つの手段というか、踏み台にして合併に進めるような、そういうお互いに信頼関係をつくっていく必要があるんじゃないかと思います。ひとつ頑張って、2市7町に目標を定めて頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長(伊藤一男君) これにて10番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

次に、11番太田研光君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔11番 太田研光君 登增〕

11番(太田研光君) 11番太田研光です。

後期高齢者医療制度における、低所得者の保険料減免はどうなるのか、こういうことを質問 したいと思います。

4月に施行された後期高齢者医療制度は、事前に広報紙等でPRされてきたが、被保険者や 内外の有識者からいろいろな不満や批判が聞かれることとなった。

75歳以上の高齢者は入院する率が急激に高まり、1人当たりの医療費が高く、収入も低いと説明されてきた。この後期高齢者医療制度は、後期高齢者を他の保険制度から切り離し、公費を重点的に投入した上で、後期高齢者にも保険料を負担してもらい、それでも足りない部分は現役世代からの支援を受ける仕組みがより適切であるとしてできた制度である。

この制度の保険料負担割合は、公費が約5割、現役世代からの支援が約4割、被保険者の保険料が1割となる。

また、この保険料は、所得に応じて支払う比例部分と定額部分から成り立っており、低所得者については、年収に応じて定額部分の2~7割が軽減されることになっているが、国では、この医療制度に対する批判を受けて、最大9割軽減に拡大する方向で検討していると報じられている。

この制度で最も大きな特徴は、今まで子供の扶養家族として保険料を支払わなくてもよかった全国約200万人の後期高齢者に、新たな保険料の支払い義務が発生したことだ。子供がサラリーマンで健康保険に加入していれば、収入のない親は子供の扶養家族になれた。例えば60歳以上の父母がサラリーマンの子供と同居していると、父母の収入が年180万円未満なら扶養家族と見なされ保険料負担はなかった。それが、75歳の誕生日を迎えた途端、高齢者は家族が加入している保険制度から自動的に後期高齢者医療制度へと移ることになった。息子の扶養から切り離され、1世帯と見なされて、今まで払わなくてもよかった保険料を払わなければならなくなった。老人世帯でも、夫が75歳になり妻がまだ75歳以下だとすれば、夫だけが現行の健康保険から外されて後期高齢者医療保険の世帯として保険料を支払わなければならない。したがって、この保険料が老人世帯にとってかなりの負担となるのである。

保険料は都道府県ごとに違うが、一般的な年金所得者であれば、宮城県では年5万5,000円程度の負担となる。また、保険料の徴収は年18万円以上の年金をもらっている人は、あらかじめ年金から保険料が天引きされる。介護保険料も合わせ年金から天引きされるので、もらえる年金額は月1万円以上も減ることになる。

以上、新しい後期高齢者医療制度の施行に当たっては、制度の周知不足や新たな保険料の徴収となる人たちの不満はあるものの、公的負担を維持しながら新たな医療制度の不備を是正し、高齢者にも一部保険料を負担していただき、後期高齢者医療制度の円滑な運営につなげたいと考えている。

そこで、町としてこの医療制度への対応についてお尋ねをします。

- 1)4月発足当初、後期高齢者等からたくさんの疑問や不満などの問い合わせがあったと聞いていますが、現在は沈静化し、納得が得られたと、こういうふうに思っているかどうか。
- 2)この医療制度に移行した町の後期高齢者はどの程度なのか。また、そのうち国保からの 移行者は何人いるのか。
 - 3)保険料の納入はいつから実施されるのか。
- 4)この医療制度で問題となるのは、低所得者に対する保険料の減免が必要となることだが、これに対してはどのように考えているのか。また、対象者はどの程度なのか。

以上であります。

議長(伊藤一男君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました後期高齢者医療制度について、4点ほどお答えいたします。

4月にスタートした後期高齢者医療制度ですが、75歳以上を対象にこれまでの医療制度からなぜ切り離したのか。高齢者は医療費が多くかかるから、別制度にして医療費を抑制するためではないかなどと数多くの非難が上がりました。また保険証が届いていない等の未着の問題、保険料凍結者からの年金天引き等の問題を含め、制度の周知、準備期間不足による事務処理の不備等が浮き彫りになりました。低所得者に対する保険料問題も指摘されております。今後ますます多難な運営が予想されるところでございます。

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするために後期高齢者医療制度が創設されておりますが、私としましても国は早急に問題点を解消し、高齢者のだれもが安心できる医療制度となるよう申し入れをしてまいりたいといふうに思っております。

こうした中で、1点目、確かにご指摘のとおり4月は問い合わせが多く、スタート時は保険証の関係が主で、保険証が届いていない、病院に行きたいがどうすればいいのか、また年金天引きが開始された中旬には年金額が減った、保険料は幾らになるのかと、多いときで1日60件近い問い合わせが集中しておりましたが、ここに来て問い合わせも通常の件数に戻ってきております。しかしながら、新聞・テレビ等で毎日のように制度の問題点が報道されているように、高齢者が制度を理解し、納得できるようになるまでにはまだまだ時間がかかるというふうに思っております。

2点目、移行した数でございます。制度開始時の対象者は3,895人であります。そのうち国保からの移行者は3,120人、社会保険等からの移行者は775人で、国保からの移行者が全体の80%を占めております。

保険料納入関係でございますが、これまで保険料の負担がなかったことから、軽減措置が設けられております。平成20年4月から9月までは保険料を凍結して10月から21年3月までは9割を減額することになります。このことにより、保険料の納入は20年、ことしの10月からとなります。

4点目でございます。高齢者の多くの方は年金だけの所得で、限られた収入の中で生活して

いるのが実情と思われます。原則年金からの天引きとなることからますます影響が大きくなることになります。そのことから、所得の低い方には均等割を軽減する措置がございます。 国民健康保険と同じように、所得の状況に応じて7割・5割・2割の軽減となっております。

対象者ですが、確定は7月の本賦課後になりますが、前々年の所得を参考にすると7割軽減が約1,300人、5割軽減が約120人、2割軽減が約300人の合計約1,720人となり、全体の約42%の方々が減額の対象になると推定しております。

制度が発足して2カ月が過ぎたわけですが、ご存じのとおり多方面からいろいろな問題が指摘されております。これを受け国でも制度の見直しを検討している状況でございます。

特に低所得者に与える影響が大きいことから、軽減の割合をふやす措置で、7割軽減世帯を20年度は8割5分軽減、21年度は9割軽減とすること。また所得の低い方の所得割額を50%程度軽減する措置が検討されております。

また、息子さん等の扶養で社会保険等から移行した方の保険料凍結を延長する措置、扶養者が保険料を肩代わりする案も出ているようでございます。

このように多くの指摘がされている後期高齢者医療制度ですが、既にスタートしており、町といたしましては、高齢者の方が戸惑わないよう取り組むことはもちろんのことですが、今後の後期高齢者医療を含めた医療制度については原点に立ち返り、社会保障制度全体の問題としてとらえていただく機会があってもいいのではないかと考えております。これからの動向については特に注視してまいります。

以上でございます。

議長(伊藤一男君) 太田研光君。

11番(太田研光君) それでは、二、三質問させていただきます。

今度後期高齢者ということで75歳以上の人が町の保険から分離されると、こういうふうになるうと思うんですけれども、この間町長が、5月17日ですね、町の文化協会の席上でこういう話をされたんですね。非常に町の皆さんがダンベル体操等で健康保持に努められた結果、ことしは国保は2億円が1億円に下がったんだと、こういうような趣旨の話をされたような感じで聞いておったんですけれども、この後期高齢者から移っていくと、これも関連があるのかなと思いながら聞いていたんですけれども、国保の現状といいますか、5月31日の見通しと、それから町長がお話しになったこの1億円ぐらいが余裕ができたと、こういうことになると、今後の保険料の値上げという問題についてはどのように考えておるのかなというこ

とを質問します。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) あの席では医療費の伸びの話をさせていただきました。おかげさまで予想では2億円医療費が伸びるはずだったんですけれども、いろいろな要素がかかわりまして1億円台に納まったということで、そうであればことしは国保を上げないで済むというお話をさせていただきましたので、後期高齢者の医療制度と絡めて話したつもりはございません。何せ文化協会の話でございましたので、健康というところを中心にお話をさせていただいたつもりでございます。

議長(伊藤一男君) 太田研光君。

11番(太田研光君) それから、いろいろ政府の処置といいますか、対策といいますか、そういうものがいろいろ変わっていますので、ここで議論してどうこうということはございませんけれども、一体広域でやっておる後期高齢者の医療制度と、それから町が実施しています健康管理といいますか、そういうものの間にはどういう関係があるのか。要するに広域で担っておる中には、いや、そういうのはないんだと。すべて健康管理については町がお年寄りも含めて健康管理をしているんだということなのか。いや、そうじゃないんだと、広域が主体で、町がそれをやっていくと、こういう関係にあるのか。その辺のところはどういうふうに考えていますか。

議長(伊藤一男君) 町民環境課長。

町民環境課長(大宮正博君) お答え申し上げます。今の健康対策ですね、どこで中心になってやるのかということなんですが、広域連合の方は、当然75歳以上の高齢者の方々の医療、健康対策、それは広域連合が行うという形になります。したがって、健康づくり対策、それから健診等を含めて広域連合が行うようになります。ただ、広域連合がすべての市町村に対してやれませんので、逆に広域連合から町の方に委託をして、町の方で75歳以上の定期検診とか、特定健診とか、そういったものを実施するというふうな形になってございます。

議長(伊藤一男君) 太田研光君。

11番(太田研光君) 今ので広域でやっておるということですから、今は、おっしゃっている、課長が言われるようになると思うんですけれども、やっぱり主体性を確保して実際にお年寄りを扱っているといいますか、地域内の健康について一番目が届く市町村というのが責任をもってやれる範囲でやらないと、お年寄りは、広域でやってくれますと、こういうことだけではやっぱり健康管理といいますか、先ほど言いましたように、医療費の伸びといいま

すか、そういうものも含めてやっぱり問題があると思うんですね。

いろいろと物の本を読んでみると、健康保険制度についての批判の中には主体性がどこにあるのかということに対する批判もいろいろ載っておりますけれども、柴田町でも75歳以上のお年寄りが、先ほど言われましたように4,000人ぐらいですか、そのぐらいおるわけですから、その辺のところも含めて、保険料を徴収するという手助けだけでなくて健康に対するお手伝いもする必要があるんじゃないかと。あるいは、するということですか、広域の指示を待ってというか、ということをどういうふうに考えているかもう一度お尋ねしたいと思います。

議長(伊藤一男君) 町民環境課長。

町民環境課長(大宮正博君) お答え申し上げます。議員さんおっしゃるとおり、町民の健康は、主管課である健康福祉課さんが今ずっと健診とかやっております。そういった体制はそのままでお願いしているという形になります。ただ後期高齢者については、主体性は広域連合がやると、お金も出すよという形になるわけなんですが、町の方が引き受ける。ただ、では65歳以上、40歳以上、あるいは19歳以上の健診等と、これにつきましては当然町が行うという形になりますので、国民健康保険に関しては当然健康福祉課さんの方にお願いしてやっていただくという形になりますので、トータル的な健康づくりにつきましては健康福祉課さんの方でやると。国保、広域連合、一緒になってやっていくという形になるかと思います。連携してということでよろしくお願いしたいと思います。

議長(伊藤一男君) 太田研光君。

11番(太田研光君) それからあと、今度は新たに主治医制度といいますか、自分のかかっているお医者さんを特定するといいますか、そういうことにしたらどうだと、こういうふうに決めておる。ちょっと資料は見つからなかったんですけれども、一般にそういうふうに言われておりますけれども、この辺の主治医といいますか、かかりつけの医者といいますか、そういうことを特定するといいますか、そういうふうな風潮が、あるいはそういうふうに定められているかどうか、その辺のところをちょっとお願いします。

議長(伊藤一男君) 町民環境課長。

町民環境課長(大宮正博君) 後期高齢者医療制度でですね、今議員さんおっしゃったようにかかりつけ医制度、これが取り入れられるようになります。これが診療報酬で点数になってくるということなんですが、ただ、これは個々の患者が今までばらばらにいろいろな病院にかかっているわけなんですけれども、そういったことがないように、1人のかかりつけ医の

方が総合的に診断の計画書を立てて、その計画に基づいて診療を的確にやっていくと。高齢者の方はいろいろな病気持っていらっしゃるので、それを計画的にやっていくという形でございます。

ただ、これが診療報酬の中に入ってくるわけで、診断料という形で医者はそれをいただくという形になるわけなんですが、ただ、すべての75歳の後期高齢者がかかりつけ医を持たなくてはならないということではなくて選択性になってございます。ですから今までどおり、いや、私は特に主治医がいなくて自分で行きますよと、やりますよと、いわゆる出来高ですね。個人が病院にかかってもいいということで運用されているようでございます。それから主治医、1度選んでもそのままずっと選択しなきゃいけないのかということなんですが、制度上は途中でそれもやめることができるというふうな内容になってございます。よろしくお願いします。

議長(伊藤一男君) 太田研光君。

11番(太田研光君) それでは最後になんですけれども、やっぱり低所得者に対する配慮といいますか、これは現在動いていますから9割の方になる、あるいは7割、5割とかいろいろあると思うんですけれども、最後は特に低所得者に対するご配慮をお願いしたいということで質問を終わりたいと、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) これは国の後期高齢者、我々市町村の意見も余り十分聞かせられないままできた制度でございますので、やはり低所得者につきましては国の方の対応でやっていただかないと市町村単独でやれる状態ではもうないということなので、これから国の減免関係については注視をさせていただきたいというふうに思います。

議長(伊藤一男君) これにて11番太田研光君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後2時10分から再開いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時09分 再 開

議長(伊藤一男君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番小丸 淳君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

[12番 小丸 淳君 登壇]

12番(小丸 淳君) 小丸 淳であります。

久しぶりで3町合併に関して質問させていただきます。

3町合併破綻の真因と今後の取り組み姿勢について、質問させていただきます。

住民の直接請求で再び大河原、村田、柴田の3町合併の機運が芽生え、動き始めました。

合併の必要性を感じている町民からは、殊さらにさきの合併はなぜだめになってしまったのかと質問される機会が多くなってまいりました。

私は、さきの3町合併の不成立は、大河原町の町民が事務所の位置の決定に納得できなかったため、住民投票を実施した際、元来合併に大賛成だった町民までも賛成できないと言って反対票を投じ、結果的に反対票が賛成票を201票上回ったことから、これを受けた大河原町議会は住民投票の結果を尊重し、関連議案を否決する形で合併は不成立に終わったと理解しております。

そこで、町長は法定合併協議会の会長でもあり、3町の動向を見渡せる立場にあったことから、次の点をお伺いいたします。

- 1)私のこの認識は正しいと判断するか、誤りと判断するか。
- 2)誤りであるとすれば、どこに誤りがあるのか教えていただきたい。

このたび、再び3町合併の法定合併協議会設置のための署名活動が行われ、有効署名は目標を大幅に上回る9,451人分が集まりました。

3)町長はこの署名数をどのように評価し、今後どのように取り組まれていくのかお伺いい たします。以上です。

議長(伊藤一男君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長(滝口 茂君) 3町合併につきまして久しぶりに回答をさせていただきたいなというふうに思います。

さきの3町合併の不成立の関係ですが、1点、2点、あわせてお答えをいたします。

大河原町の町民が事務所の位置の決定に納得できなかったため云々の認識が正しいと判断するか、誤りと判断するかについてでありますが、これまでの議会でも、前回の合併の破綻の一因となったのは、合併推進論者でございました大河原の町会議員の方々が途中で反対に回った言動に疑問があるというお話をさせていただきました。それについて何ら明快な回答がありませんと一貫した答弁をさせていただきました。これまで一度としてそれを払拭するこ

とができる回答を大河原町の議員からいただいておりませんので、私といたしましては、小 丸議員の判断が正しいか、誤りなのか判断することは今のところはできません。あえて推測 で言わせてもらえば、事務所の位置も大きな要因であったのだろうというふうに思っており ます。

3点目でございます。署名関係です。これは大坂議員にもお答えいたしましたが、今回予想以上の署名数は集まりましたが、内容を精査しますと、先ほど午前中議論になりましたが、署名集めの理由が説明できない受任者が多かった。これは私の方に入った情報でございますけれども、部落の人に頼まれれば反対でも署名しないわけにはいかなかったと。また、無効票が1割以上超えた署名でもありました。今回の住民発議は、私は、本来の趣旨である住民一人一人の思いが結集した数とは言えないのではないかと思っております。

次に、今後の取り組みですが、柴田町は、住民、職員、議会が一丸となって合併以上の行財 政改革をなし遂げたと自信を持っております。さらに、200億円のトナー工場建設や工場の増 設、マンション建設が着工されるなど柴田町には今チャンスが生まれてきております。先行 した自治体の動向からして、新たに合併して行政が混乱するよりは当面自立戦略のもとに、 コンパクトで質の高いまちづくりを進めた方が柴田町の発展にとって持続的な発展が可能で ありますし、また住民に対しても行政サービスを拡大できるというふうに訴えていきたいと いうふうに思っております。

以上でございます。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) 今の前段の件でございますが、大河原町の議員が反対に回っていろいろ 動き回っていたと、そのために反対票がふえたというふうに町長は考えておられるのか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) そういうふうにして反対の活動をしたという情報は得ております。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) その情報の信憑性ですが、どこから、どのようにして情報を得られているのか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) それはいろいろな方々から情報を得ているとしか言いようが......。個人 的な名前は差し控えさせていただきます。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) 私はですね、非常にその流言飛語といいますか、信憑性のないことをいるいる言って歩かれるというのは、私は、毎回町長に対してはいつもこう言っているんですけれども、やはり信憑性のないこと、はっきりした証があれば私は幾ら言ってもいいと思うんです。ところが、信憑性のないことを言いふらされるということは、私はもう大河原町議会の議員を冒瀆するものじゃないかなと、このように思うんですね。それが伝え伝わって、大河原町議会の議員がみんな反対してこうなったんだと。私は、それは、だれが、どのように出しているんだ。かねてから破綻になってからずっとそう思い続けたんです。1回町長にそれを聞いてみたい。どうも発信元は町長にあるようだということであったものですから、その信憑性をただしたい、このように思っておりました。その辺についてもう一度お伺いします。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 個人名を挙げて議会におしかりをこうむらないんであれば、個人名を挙げて発言したいと思うんですが、議長の取り計らいをお願いいたします。

議長(伊藤一男君) 暫時休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時19分 再 開

議長(伊藤一男君) 再開いたします。

町長。

町長(滝口 茂君) やっぱり個人名は差し控えなさいということなので、名前、大河原町の議員さんが、実は、柴田町の町長室でここで話をしたと思うんですね。町長室に参りまして、これからは3町合併という垣根を飛び越えて、そして生活圏と行政圏を一緒にしなきゃないと。事務所はどこでもいいんだと、町長、どうでしょうねと。わざわざ町長室においでになりました。私はそのときに、事務所の位置というのは、一番、人・物・金の拠点になっている心臓部分なものですから、これについては政策論争で議論を戦わせていただきままということで、4極構想というのを提案をさせていただいて建設計画に盛り込んでいただきました。その方が実は反対に回ったというふうな情報で、これは聞いております。それで、その方が、ことしの3月議会で大河原で一般質問をした情報も入手させておきますと、とにかく大河原が中心なんだと、大河原に事務所があるべきだと、町長、どう思うという発言内容ではなかったかなというふうに思っております。ですから、私はその事務所の位置につい

て発言を繰り返した方は、その方から情報を得たと、体験したというふうにお話ししたいと いうふうに思います。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) 今名前は出せないということですが、私はやはりはっきりした証がなければやっぱり余りそういう流言飛語は発していただくということは、これからいろいろな問題、何も合併問題だけじゃなくて町政の問題とかいろいろあろうかと思うんです。余りはっきりした根拠のないことを吐かれるということは、私は問題だと思いますので、ぜひ謹んでいただきたいと、このように思います。

次に、3町合併に関して、私は余り古い傷に触れたくないんですけれども、最近、特に町民から合併について聞かれるようになりましたので、ちょっと過去の私の記録をいろいろたどってみました。

以前この議会でも某議員から、庁舎は限りなく柴田町に近づいてきたけれども、合併は限りなく遠くなったんではというようなこととか、あるいは目の前の利害にだけ目を奪われているとせっかくの合併という青い鳥に逃げられ、手元にはもぬけの殻となった鳥かごだけが残るというようなことをおっしゃったと思いますね。それを記憶しております。町長には町のリーダーとして随分頑張っていただきました。私、町長にいろいろ質問すると、町長の高邁な柴田町事務所説、権力機構論とか都市機能論、都市構造論とかいろいろ難しい話をされて、この柴田町に市役所を置くのがいいんだというようなことを大分言われましたね。非常に町長もいろいろな論理的に論陣を張っていただいていいなというふうに私おりました。しかし、今言いましたように、本当に住民は合併を望んでいたけれども、たかが事務所の位置、町長にとってはされど事務所の位置かもしれませんが、たかが事務所の位置で壊れてしまったと情けなく当時思ったわけです。

ただ、非常に不遇だったのは、ちょうど合併協の会長の交代が迫っていたり、あるいは合併 調印のタイムリミットももう幾らもなかったですよね。とにかく先回の合併は長過ぎて、と にかく長過ぎて、すべて時期が迫り、タイムリミットも迫りという最悪の条件下で、いわゆ るどさくさのところでのような格好で事務所の位置が決まって合併は破綻になったというこ となんですね。

さかのぼってみますと、合併は、一応調印はされたんですね。そのときの調印されたときの 私は大河原町長の苦悩というのは、住民は反対した。反対が少なくとも、少なくとも民主主 義的な手法で行われた住民投票で反対票が上回った。これは無視できない。議会もこれは無 視できないだろうということで、結果的にははっきりしていることですから、それはもう議会も否決したというのは、これは私は当然だったんだと思います。柴田町でなくてよかったなと思いますが、柴田町もそういうことで反対票が上回っていると多分議会は住民投票の結果を重んじて、これ、否決せざるを得なかったんだろうと思うんですが、幸いにして圧倒的に合併の票が多かったものですから、柴田町でなくてよかったなと思いますが、大河原町は201票と言えども、やっぱり反対票が上回ったということで、大河原町長、反対票が上回っておりながら調印せざるを得なかった。せざるを得ないというか、調印しましたね。本当に苦悩したんだろうと思います。ちょっと記録を読んでみましたら、大河原の町長さん、17年3月4日ですか、正副会長会議の席上で大河原議会は11対8で否決したと。したがって、町内の情勢の変化がない限りみずから再提案する気持ちはないというようなことを答えられたんですね。それで、今度17年の3月15日、約10日後ですが、もう一度合併協議会の正副会長会議があった席上で、やはり大河原町の情勢としては依然変化がないということで、本当に断腸の思いで、否決ということに関しては合併協議会から離脱ということにせざるを得なかった、解散せざるを得なかったということになりました。

そこで、議会も私はかなり苦悩の、断腸の思いの採決じゃなかったかなと、こういうように 思うんです。本当にそれもこれも破綻になってしまって、お互いに残念な気持ちになりまし た。

そこで、やはり何と言っても民主主義ですから、最終的には住民投票で決めるというふうに合併協議会も決めておったと思うんですね。合併協議会も。最後のとどめは住民だ。最後のとどめは住民が刺すんだということですね。それをあの終末段階、終末と言わずもっと前からかもしれませんが、協議をしている間に住民投票で最後決めるんだという意識がだんだん薄れてきていたんではないかなと、私はそのように感じているんです。その辺、町長、ちょっと所見をお伺いします。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 初めは法定協議会の規約の中に住民投票というのはなかったというふうに思っております。それで、うちの出身議員が住民投票というのを提案してですね、いろいる50%を超えて云々とかありまして、これにつきましては各議会に、各町の議会に委ねるということで最終的には各議会がそれぞれ判断したというのが私の記憶に残っております。ですから住民投票、最後の方に盛り上がってきたと、逆に盛り上がった中で初めて住民投票というのが各町の議会の議決を得て行われたと、私はそういうように認識をしております。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) ということは、住民投票で最後を決めるということは3町とも了解されたということでありますので、やはり住民にこの事務所の位置というもののよって来るゆえんといいますか、それらはやはり3町の住民にしっかりと広報する必要があったんではないかなと、このように思うんです。それ、どうでしょうか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 事務所の位置は先ほども出ましたたように、小丸議員も一番の問題点だったという認識を持っているものですから、当然ほかの自治体の住民も事務所の位置というのは最大の関心事ということで考えていたんではないかなというふうに思っております。そのときに、柴田町が5年間暫定的に置いて、あとは、将来は中心的なところという表現だったか行きやすいところだったかちょっと忘れましたけれども、そこに建設するというような妥協案で一応法定協議会が通ったということでございます。

そこで問題なのは、事務所が暫定的に柴田町であったとしても、4,419人の大河原の町民は 賛成した事実があるということでございます。ですから、私は、最初賛成で旗を振っていた 人たちがみんな途中で反対に回ったところに最大の問題点があって、大河原の町民は事務所 が船岡だろうが余り関係ない方が4,419人もいたと、その事実を私は忘れてはならないという ふうに思います。町民の方が事務所の位置に一番こだわっていなくて、町長と議員がこだわ っていたのかもしれません、当時のことをね。そういう事実もあるということもご理解を賜 らないといけないんではないかというように思います。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) やはり事務所の位置の、なんで柴田じゃなきゃいけないかということの説明ですね。実はここの議会ではちょうちょうはっしの議論をやりました、町長と。しかし、村田の町民だとか大河原の町民というのはほとんどわかっていなかったんじゃないかと。実は私も今回質問するに際してこの合併協議会だよりですか、これをいろいろ読ませていただいたんですが、町長の格調の高い権力機構だとか、あるいは都市機能何とかといういろいろな論陣を張っていただいたことが余り載っていない。余りというか全然載っていない、私が探した限りは載っていないんですね。これだからここなんだよというものをやっぱり、これ広報紙ですので、やはりそれぞれの実際判断するのは町民ですから、住民投票で、そこにやはり知らしめるということが必要だったんではないかなと、このように思うんです。それがなされていないで住民投票と。もう少し時間があればそういう話がもっと進んで

いったのかなと思いますけれども、時間がなかった故に柴田町事務所説の妥当性、これがなかなか見えて来なかったということじゃないかと思うんですが、それについて、町長、どういうふうに考えられますか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) これにつきましては、逆に言わせますと、なぜ大河原にそんなにこだわるのかと。そこに私は疑問なんです。その提案が逆にないんですね。私はちゃんと、これからは一極集中では町は発展しないと。わずか5分のところに事務所を置くんであるし、今回の合併は、生活圏が広がって、もう垣根を越えても何ら問題ないということであれば、柴田が事務所であろうと、村田が事務所であろうと、大河原が事務所であろうと合併を推進する側の方々には何ら問題ないわけですよ。ただ、私は、事務所の位置というのは、その地域の人、物、金の流れの心臓部に当たると。この心臓部を中心に柴田町は、申しわけないんですけれども、四日市場とか、西住とかに血液が流れているわけですね。その血液が移動するということは、この船岡地区のこの周辺に大きなダメージが与えられる。商店街もだめになる。だから私は柴田の町長として、多極分散で主張させていただきました。

逆に、なぜ大河原でなければならないかと言いますと、その方の3月の議会等を見ますと、合同庁舎がある、昔から中心は大河原なんだ、だから大河原なんだと、そのような議会で発言をされている。これはおかしいんじゃないかということで政策論争を戦わせていただいて、何らその方から法定協議会で政策を言われたことは一度もございません。

ですから、今回の3町合併でも、恐らく事務所の位置が大河原に行くという前提で物が進められているということであればこれは初めから私はおかしいと言わざるを得ない。というのは、1市3町の合併のときに大河原の議員が、ちょっと探しているんですが、見つからないんですけれども、これで大河原に事務所が来るので1市3町を進めますと新聞にきちっと載っているんですね。そういうところを見過ごして皆さんはどう考えるのか。今の推進の方々ね。初めから大河原で事務所がいいと、それで柴田の町民に訴えることができるか、私はそれを問いたいんです。そこまで堂々と柴田の町民にですね、今回の3町合併は、合併を進める上で大河原に事務所を置いても私たちはやりますと、そういうふうに言っていただかないと私は土俵に乗らないというふうに思うんですね。その辺を、私は質問する立場じゃないのでできませんけれども、堂々と言ってもらいたいと。そうでないと議論がかみ合わないというふうに思います。ですから、事務所の位置というのは、やはり当面はですから、当面は、なぜかというと今問題になっているのは、分庁舎方式で合併したところやっていますけ

れども、全然非効率で、話にならんということでわずか2年か3年で本庁に集約をされつつあります。あと、見たんですが、小野田町は、100何人いたのが今8人しかいないんです。地域の商店街はがたがただと、こういう報道がありますので、事務所の位置というのは本当に考えていかないといけない。

そうであれば、何も大河原に事務所を移してまで、柴田町は財政再建ができておりますの で当面する必要はないんじゃないかという考えを持っているということであります。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) 私は当時法定協議会の委員ではありませんでしたので、一住民として協議会の協議を見ておりました。私個人としては、新事務所の位置選定の考慮要件、つまり決め手というのはやっぱり地方自治法 4条 2 項だろうと。 4条 2 項というのは要するに事務所の位置選定要件ですよね。これに対しては、法律にかかっていくという人というのはいないんじゃないかなと。法律にかかっても勝つわけありませんので、まず自治法 4条 2 項が中心に考えられるだろうと、こういうふうに私は一住民として考えておりました。もしこの 4条 2 項を覆すのであればこの法律にまさる強力な論拠を備えて、しかもその 3 町、町民のだれしもが客観的な目で見てなるほどというふうに納得すれば、私はこの 4条 2 項というのはある程度見方は薄れてくるかなと。なければやっぱり 4条 2 項、これはもうだれもかかりようないから、 3 町の町民は参ったと言わざるを得ないと思うんですね。

そうしてみると、やはりこの4条2項を覆すだけのものをやっぱり町長はもっともっと3 町の町民に訴えなきゃいけなかったんじゃないかと私今思うんですね。それがないから、私 と同じ一住民と同じように見ておって、多分住民投票ということで、暫定何年とか何か言っ たってそれは大変失礼な話ですけれども、町民の方は余り詳しくわからないと思うんです ね。したがって、やはりそういうようなことが大河原の町民にとっては反対票に回らざるを 得ない人が出てきたんだろうと。

ちょっと不思議なのが、不思議なのは、この4条2項というのは村田にとっては一番不利な話ですよね。それがなんで村田が4条2項で柴田事務所説がいいのかなと。これはもう今でもわかりません。

びっくりしたのは、町長も何回も言われましたけれども、柴田町役場に決まったということは予想外で正直びっくりしたというふうに言われておりましたが、本当に私もびっくりしました。そういうことで、やはり論拠のあるところでないとなかなかこれはだめだと思うんです。

先般、私どもの地域のふるさと推進協議会というところでもって3町合併の懇談会ありました。その中の役員の中から、やはり柴田町役場にしたということは、柴田町役場の駐車場が狭いのに何で事務所になれるのかというような質問があったんですね。これは確かに、今これから地震が来る、いろいろ物騒な事案で、やはり3町のいろいろな公用車で集まってくることがかなりあると思うんです。前、分科会で出していただいた資料なんか見ると、柴田町の役場は88台ですか、車置けない。その倍以上、大河原、置けるんですね。私はやはり車の置けないところに事務所の位置というのは、それ以外のいろいろな理屈があっても、これからのやはり事務所の位置というのはそうあるべきじゃないかなと、このように思うんですね。車も置けないところはだめで、私はもうむしろこれからはヘリコプターがおりるぐらいの広がりを持っているところでないと私は事務所の位置は余り適正じゃないなと思っているんです。ヘリコプターがおりれる、あるいは駐車場としてどこから集まってきても十分収容できるというぐらいでなきゃだめだと。

柴田町はもう、暫定5年間と言ったって1週間と持たないんでないかなと、何かあったときにというように私は感じていたんです、その当時ね。そんなことで、先般、合併の懇談会のときにも一役員の方からそういう話が出ましたのでなるほどなと。私が思っていることと同じことを考えている人がいるんだなと、これ思っております。

その辺、その辺の考慮あったのかどうか。ただ権力機構とか、都市機能だとかいろいろなことをおっしゃったんだけれども、やっぱり何と言ってもやっぱりそういった駐車場なり、あるいは、それがこれからの事務所の位置というのは大事じゃないかなと。これは避けて通れないんじゃないかなと思うんです。その辺がやっぱり十分、柴田の住民ですらそう考えていますから、ましてや大河原の町民はそう考えたんじゃないかと、そのように思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) これ分科会で事務所の位置については何回となく議論をしていたと思います。これについては町長はかかわっていけないという法定協議会の意見ですね。私の意見は本回でしか述べられませんでしたけれども、駐車場の問題ですね、これについても当然話し合われたというふうに思っております。それをすべてを含めましてうちのお2人の議員さんは柴田説を主張されて、最終的には投票という結果、民主的な結果になったわけですが、小丸議員がそう思っても、駐車場の問題は、現在の機能をそのまま残すという分庁舎方式を使うということなので、そう本庁に来ることはないという前提で場所を選んだということも

忘れてもらっては困るということでございます。

本庁舎に一つにまとまればいいんですけれども、どこもまとまりません。柴田町が本庁舎には多分250人くらいいるのかな。一番住民が多くて、一番利用に来ていただいております。そういうところよりも、やはり将来の発展ということが基本ですね。駐車場の問題で合併するなんて聞いたことないものですから、やっぱり将来どうなんだと言ったときに、大河原には合同庁舎もあり、いろいろあります。ありますけれども、えずこホール、それは自分たちのお金で維持運営しているんだったら、柴田町、余り文句を言うことはできませんけれども、中核病院も消防署もえずこホールも柴田のお金が入って維持されているというのは大河原町民忘れているんではないかなというふうに思います。何も合同庁舎という県の機関があるわけですから、わずか5分しか違わない、広域行政なんです。合併しなきゃならないその論拠とずれるからおかしいんじゃないのと私は発言をさせていただいております。そして地域に大きく影響するんだということです。そうであれば3万9,800の庁舎の位置が永久にということでありません。5年間だけということで、みんなで投票してみんなで決めたものですから、小丸議員ともう1人の方の駐車場論は大勢はとれないんではないかなというふうに思います。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) たかが5年、されど5年で、私は事務所の位置というのは非常に大事だと思うんですね。確かに柴田、事務所にしては企画部門とか管理部門とか、その一部分だけを置いてあとは総合市庁方式だからそれぞれのところで全部用を足せるんですが、しかし、やっぱり車を、今でもとにかく、私もちょっと2回ほどぶつけましたけれども、とにかく狭いです、今の柴田町役場の駐車場は。この駐車場に果たして、年中来るわけじゃないけれども、やはりかどあるときにはここに集まってくる。そのときに果たして置けるのかな。やはり駐車場の要件というのはもうこれから車社会においては欠かせないんじゃないかと私は思うんですね。いろいろなスーパーが郊外に出ているというのもみんな駐車場ですよ。町の中に入ってこれなければ、やっぱり駐車場で買い物できるということは、みんな車社会ですから、駐車場に行って広いところにやはり大型店も繁栄するということで、やはり駐車場を避けて通れない。

実は、私もかつて現役の時代はいろいる指揮所の位置の選定、指揮所というのは市役所だとか役場とかそういった事務所ですよ、指揮所は。やっぱり軍隊でも指揮所の位置の選定要件の一番大きなところは、障害のないところ。障害って、例えば指揮所を開設したけれど

も、そこに水害があって指揮所飛ばされたんではだめ。しかもよそから来るところのあれが 障害があって遮断されたんではだめ。それから、指揮所そのものが駐車場があって、要する にヘリコプターがそこから発着できる、こういうのがやっぱり指揮所の位置の選定要件だっ たんですね。私は事務所も全く同じだと思うんです。たかが5年ですけれども、やはり大き な考慮要件はなかったかな。それをまさるいろいろな町長の高邁な持論があったわけですか ら、それを上回る持論を何で3町の町民にもう少し理解してもらうように努力されなかった のかなと、非常にその辺が残念なんですが、そういう努力、なぜされなかったちょっとお聞 きしたいと思います。

どうしても合併、皆さん、したい。町長も当時は合併したい方向でしたよね。どちらかと言えば。ですから、やはりこの際何とか合併するんだということであれば、その辺やっぱり大河原、村田に乗り込んでもやはり納得させるくらい。政治は展望と説得だと言っているんですが、説得させるぐらいの気力があってもよかったんじゃないかなと今考えているんですが、その辺をちょっとお伺いします。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 駐車場の利用だけでなくて、私は、高邁という言葉を使って、高邁でも構わないんですが、地域に与える話は一切ないんですね。だから小丸さんが、私の高邁、駐車場説を言うんであれば、船岡の商店街に行って、私は大河原でもいいんだ、合併。それで商工会に乗り込んでお話をしたり、それをどんどん主張するんであればわかります。きょう初めて久しぶりに質問、全然、町民には大河原に事務所が行っても小丸議員は合併するんだというお話をしているんであればこれは説得力があると思いますが、今4条の何とかって言っていましたね、高邁な法律で決まっているんだと。法律で決まっているのが駐車場の問題で歪曲されているように感じてならないんですね。

ですから、私は、やっぱり事務所の位置というのは地域経済に現実にダメージを与えている。そうしたときに事務所の位置がどこにあればいいのか、それは大いにこれからも議論させていただくし、やっぱり柴田町のこの庁舎がなくなれば大河原以上に私はダメージが大きいと、柴田の町長としては、やっぱりこの庁舎というのは今の現在であればやっぱり当面はここに置かざるを得ないと。置くように前回は主張しましたけれども、ですから、大河原にとっては自分のところに来るということがやっぱり大前提で、来ないから、小丸さんの論理でいくと反対にしたんだと。柴田の町民だって同じですよ。初めから大河原で3町合併が進められるということが前提だというお話ししてください。恐らくみんな反対という話が多く

なるんではないかと、推測です、これは。私は、実感からすれば多分そういう話になるとい うふうに思います。

ですから、事務所の位置は先ほど言ったように、法律に書いてあったらどこももめませんよ、事務所の位置でなんか。やっぱり自分たちの事務所の位置というのが一番地域経済、暮らしに影響するので、みんながそれぞれの中で議論をし合って、最終的には妥協してうまくいったところ、失敗したところもあるという現実を見ていただきたいというように思います。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) 先々週ですか、実は私、会派で、合併旧法で破綻をして、それから合併 新法で合併した市を2つ見てきました。やはり事務所の位置、最初の合併はやはり事務所の 位置がかなりうまくいかなくてだめだったと。しかし、今度の合併新法では事務所の位置は すんなりと決まりましたと。何で決まったのかなといろいろ聞いたり、記録を見ましたら、 やっぱり自治法4条2項ですよ。これに対してはだれも文句言う人いないんだね。やはり法律というのは強いなと、このように思いました。

ですから、やはり法律を盾として、その4条2項が柴田町に該当するんであれば私は問題ないと思いますよ。その理論づけをしっかりとすればよかったと思うんですが、よくわからないですよね、町民の方は。だから多分、何だということになったんだろうと思うんですが、それをしっかりとやればよかったんじゃないかと実は思うんですが、今回合併新法で2つの市、見てきましたけれども、4条2項を皆さんに納得していただきましたと。なるほどなと、やっぱり法律というのは強いなと、そのように感じたわけです。

それを覆すというのはかなりのものがないとなかなか覆らないんじゃないかなと思うんですね。町長とおれと見解違うかもしれませんけれども、私も実は法律若干かじった、学生時代にかじっていますので、ちょっとその辺を言いたいんですよ。法律だけは、これはやはり法律と、あと法律をもしひっくり返すとすると客観性ですよ。客観的な要因ですよ。これはもう、この法律こうなっているけれども、やはり客観的に言ったらこうじゃないの。こうなったときにあれだと思うんですね。

どうも柴田町事務所説はあんまり主観が多かったんじゃないかなと私は感じるんです。その 客観性について、ちょっと町長、ご所見をいただきたい。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) 3万9,000人の一番多い柴田町の住民がこの庁舎を、便利という関係で

庁舎を置いているわけですから、この法律から言うとですね、住民の利用に最も便利であるようにというふうに書いてある。これが便利かどうかはそこに住む位置関係で全然違います。 槻木に住んでいる人は槻木事務所が便利だったわけですね。それが合併して船岡に来た。いや柴田町にとっては不便だと、ここに庁舎を置くべきでない、そういう考え方もあります。これは相対的なもので、または現に3万9,000の住民サービスをここを中心に大河原、村田以上に人口を持ってやっておりますので、そこが小丸さんとは見解の相違になるのかなと。利便性ですから、これは人それぞれに利便性は違う。今、その利便性は、自動車ができて広域的に動けると、そういう大前提があるわけでしょう、広域行政で。ですから、何も5分、10分違わないところにたまたま決まったからといって前回の合併に大きく影響はしないはずなんです。だから、さっき言ったように、した人がいたわけでしょう。賛成していた人が反対に回ったと。これは事実ですから。そして4,000何人の大河原の町民も柴田でいいと言った人がいるわけですから、これをどう考えるのかなというふうに思います。

ですから、法律に書いてあるから云々ではなくて、最終的にその事務所の位置を決めるのが今回はたまたま住民投票で、柴田は2,000の差をつけて賛成と、村田も柴田の位置でいいと圧倒的に1,500の差をつけて賛成、大河原はわずか201で反対と。圧倒的に柴田でいいという結果が出ていると。やっぱりここは事実としてつかんでもらわないといけないんではないかなというふうに思います。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) これ以上あれしても、私は法律論と、町長は主観論ということであれて すので、なかなかその辺は無理だなと。

ただ町長、私は、ニュージーランド、ニュージーランドの首都はどこだと思いますか。わからない。ニュージーランドは北島と南島と2つに分かれているんですよ、島がね。そこでその首都は現在ウェリントンにあるんです、ウェリントンというところに。私は、議員になって間もなくオーストラリアとニュージーランドの地方行政視察の仲間に入れていただいて見てきました。何でこのウェリントンに首都があるのかと。人口が物すごく少ないんですよね。ご存じのようにニュージーランドは、北島の一番大きなところはオークランドですよ。約32万います、人口。南の島はクライストチャーチ、29万ですよ、人口が。こういう大きな都会があって、国の首都を決めるときに何で、オークランドが大きければオークランドに決めればよかったんじゃないかと思ったんですが、わざわざですよ、わざわざ中間、本当に中間、北島の一番南、ウェリントンという都市をつくって首都を決めたんです。人口15万です

よ、たったの。首都が。そのときに、行政視察のときに何でこの首都をここに決めたんだという話をしたら、向こうの行政の担当者は、やはり国民の南と北のちょうど中間というのは両方から便利がいい、したがってこのウェリントンに首都を設けたんだという説明がありまして、ああ、なるほどなと。我が町で4条2項かなと思っていたことがあるんです。そんなことで、これ参考までにちょっとお話しさせていただきました。

時間がないのでその次に進ませていただきたいと思いますが、2項目の法定合併協議会、これが一応署名で立ち上がる運びになっているわけです。私は、先ほど来ずっと町長からいろいるご答弁いただいているので、余り多くを申し上げたくないんですが、やはり住民の発議というのは、東北大学の川村という教授が言っておりましたように、やっぱり一つの問題提起だということでこれを重く受けとめなきゃいけない。こういうことを言っておられました。これに対して、町長、どういうふうに考えておられるかお聞きします。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) まさに住民発議と。住民みずから、議会とそれから執行部に対して意見が通らないときに直接行動に出て議題提案、町長への申し出、こういうふうにするのが間接民主主義を補完する直接民主主義制度でございます。ですから、純粋に住民たちが集まって町長に対して合併するんだという動きであれば、当然その大学の先生のように大変意義があるというふうに思っております。これは小丸さん自身も多分おわかりかと思うんですが、住民みずからというふうに私は思っておりません。議会主導というふうに言ってもいいんではないかなと、議員主導と言ってもいいんではないかなというふうに思っております。

先ほど午前中にもありましたように、純粋な意味での住民発議を育てていかないと不信感を招く、間接民主主義は要らないというふうになってしまいますので、その点、私は、数は確かに予想を超えましたけれども、内容的には、もう少し慎重になって柴田町に本当の意味での間接民主主義を補完する直接民主主義ができた方がよかったんではないかというふうに感じております。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) 署名活動については、私は、署名活動のみならず、もう議員になってから何回もここでお話しさせていただいているように、日本の国にはまだ民主主義は私は根づいていないとこれ何回もここで言ったと思います。これは民主主義根づくまではまだかなりの年数を必要とするかなといつも思っているんです。したがって、署名活動についてもじっと黙っていれば皆さんが立ち上がってやってくれるというものではないから、やはりある程

度動かすというか、モチベーションを起こさなきゃいけないというのは、これは何でも私はそうだと思いますよ。民主主義が本当に根づいているのはやっぱり欧米しかないですよ。日本の国はこれからその気になって約50年くらいかかるだろう。私は毎回ここで言っているんですが、ぜひそういうふうな国になってもらいたいものだなと思っております。

そこで合併のですね、私は、大義名分というのが依然として変わっていないように私は思っているんです。今回の署名活動の請求理由にも書いてありますように、あの請求理由はあの何年か前の合併の、一生懸命やっていた合併の大義名分と全く変わっていないというように思っています。したがって、あれを、大義名分が変わったんであればまた合併というのを変えなきゃいけないなと思いますけれども、その大義名分が全く変わっていないのに、何で前回がただ単に事務所の位置、在任特例とかいろいろ議員の身分の扱いも若干あったんでしょうけれども、しかし大きな大義名分は変わっていないんじゃないかと。にもかかわらず、今回何でそういういろいろな、特に町長は抵抗を示されておりますけれども、大義名分変わっていないのに何で抵抗示さなきゃいけないのかなと思うんです。財政にしたって、あの当時から柴田も村田も大河原もみんな貧乏ですよね。そんなに裕福になったわけじゃないんです。同じなんです。ほとんど同じです。したがって、大義名分は変わっていないのに何でそう反発しなきゃいけないのか。そういうふうに思います。それをちょっと説明していただきます。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) やはりここが大きな分かれ目かなというふうに思っております。三位一体改革の影響で一般の経費の基準財政需要額がぐっと抑えられて、柴田町は3億6,000万円ばかり地方交付税と臨時財政対策債が削られたという事実がございます。ですから、一般経費の基準財政需要額が国の一方的な扱いで抑えられている。大きくここが変わっています、前回と。大義名分が変わっていないのは小丸さんの考えで、実際、世の中は変わっているんです。まず一つ。

合併した自治体の2年、3年、加美町は5年になります。財政基盤が確立したという話は一切聞いておりません。旧町の自治体は東北財務局長に財政の苦しさを訴えております。この間は、合併でご退任された旧町長さん方が集まって会議を開きました。財政が好転したという話は一切ありません。一部言ったかも知れませんけれども、報道機関ですよ、あくまでも報道で言うようにですね、そのように世の中の、国の支援策も変わった。それから、合併した自治体、思った以上に財政が好転しない、逆に悪くなっていると。そういう現実を全然見

ていないんではないかというふうに思います。

柴田町は財政的には確かに豊かではありません。ただし、この3年間、106億円の普通事業費、幾らになったと思います。81億円。25億円減らしているんです。財政調整基金、毎年5億円貯金に手をつけないと予算が組めませんでした。それも、年間予算も組んでおります。20年度初めて8,600万円の町費をして、そして年間予算を組んだ。これは、財政構造が前と同じだというんであればちょっと勉強不足ではないかなとはっきり申し上げたいというふうに思います。貯金も今7億6,000万円、専決処分でご承認いただければもっとふえます。であれば、もう柴田町は財政破綻をしないでも済むということなので、前回の3町合併で柴田町が追い込まれていた状況と今は全く変わっている。だから柴田町は、当面コンパクトで質の高いまちづくりを町民に訴えさせていただきたいというのが私の考えです。データを見てお話しいただければなというふうに思います。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) 私は、ことし合併したから来年からよくなるとか、あるいはことし合併しなかったから来年から悪くなるとか、そんな目先のことを言っているんじゃないですね。少なくとも10年後、15年後、20年後、それらの展望をやはり合併をして新しい自治体づくり、これは町長も前にこれにも随分言っています。議会の答弁でも随分新しい自治体づくりをするんだ、将来のまちづくりをするんだというようなことを随分言っている。ああ、いいこと言っているなと私も当時思っているわけ。やはり合併して、あす、あさっての問題じゃなくて、やはり10年後、20年後、その時期を展望しながら合併していくのが合併だろうと私は思うんですよ。

よその町なんかも見ておりますと、合併しているからみんないいなんていうところないんですね。合併してそれなりの努力をして、これは、先般、富谷のシンポジウムのときにも中央大学の佐々木教授が言っておりましたけれども、努力をしないで合併したからよくなると思ったらとんでもないよと。やっぱり合併して、職員の意識も改革をして、しかも受け皿が大きくなるんだから、それに応じて新しいまちづくりをやっていくことによっていい町ができるんだということを強調しておられました。私は全くそのとおりだと思うんですね。したがって、合併しないで行ってもそれは多分やっていけると思うんですよ。柴田も大河原も村田もみんなそれぞれ基礎自治体はみんなちまちまとやっていくだろうと思うんです。しかし、将来のいわゆる本当に豊かなまちづくりというのは、やはり大きくして、規模を、スケールを大きくしていくことによって当然首長、議員の数も減ってきますから人件費もあれにな

る。住民にとっても、今、例えば柴田町に住んでいる人がパートで村田、大河原あたりに行っている。行った先、パート先でもっていろいろな行政サービスを受けられるわけですよね。窓口が物すごくふえるわけです。その窓口がふえるから、したがって住民にとっても私は本当に住みよい町になってくるんじゃないかと思うんですよね。

それから、国の方も地方分権第一弾終わりましたけれども、第二弾がまた来ます、間もなく。第二弾が来たときだって、その受け皿が大きくなっていれば受け皿としてしっかりとした受け皿ができてくるんですね。それ小さな町では受け皿、もうアップアップで、とてもじゃないが受けられないというような私は状態になってくるんじゃないのか。これはもう細かい数字はわかりませんけれども、客観的に私はそう考えられますね。そのときに合併しておけば、幾ら地方分権で国から県、県から市町村に来ても十分受けてやっていけるという状態になるんじゃないか。したがって、とても1年、2年後じゃなくて、10年、20年後を見通しての合併。もちろん余り恩典ありません。ありませんが、あるうちに、少しでもあるうちにやっておこうと、こういうことで私らは推進しているわけであります。それに対する町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) よく最近、合併は合併した瞬間に効果があるはずなのに、何か旗色が悪くなると5年、10年先に合併効果があらわれるんだと、こういう話になるんですね。私は、柴田町は、正直言って平成26年度に18億円の借金が一気に10億円に減ります。8億円さえあればもう10年たたなくても受け皿としてしっかりやれる体制にある、そういうレベルの高い町だというのが一つございます。

それから、10年先に合併した第1号のモデル篠山市、市長さん変わりました。なぜか。8年で財政破綻ということになったからです。合併すれば国から来る金が減るんです。そこを理解していただかないと。わかっているんであれば、地域に入る金も減るんですよ。雇用も減るんです。なぜ雇用も減る、投資額も減るのにバラ色の夢が描けるんでしょう。そこを議論しないといけないんではないかなと。現に加美町、柴田町と同じですよ、実質公債費比率。どんどんどんとがときです。でも、そして借金は同じ。じゃ柴田町より人口がふえましたかと。残念ながら人口はふえておりません。

ですから、努力すればいいというんであれば、柴田町でも努力させていただきたいという のがございます。ですから、スケールメリット、大きくなっても役所の職員が全然変わって いない。その現実がこの間の登米の給水の問題ですね。あれが、組織が大きくなり過ぎて現 場の声が布施町長に届くのがおくれたと。こういう混乱があるということがあるんです。スケールが大きくなるということは。

それから、これからは高齢化社会です。住民サービスですね。村田に来て証明書取るなんていうのは1年に1遍のサービス。それよりも、高齢化社会になって身近な職員が安否はどうですかと気にかけている。そういう役所が信頼を持って身近に対応してくれる役所の方が、人が減る、それから資源が少なくなる、高齢化社会が訪れる、こういうときには大きくしてはならないと。今は行政区域を大きくする時代ではないんだと。先を読めば、確かにお金はそんなに得られないかもしれませんけれども、住民との信頼関係、顔の見える関係の方が私は暮らしはよくなるというふうに思っております。

合併すると企業が来ると。冗談じゃないです。セントラル自動車、どこに来ました。大衡村ですよ。大和町ですよ。全然それは関係ないんです。ですから、そういうことは、やっぱり合併すれば行政改革が進むとか、合併すれば地域が発展するという、そういうお題目は私は政治家のする話ではないと思います。具体的な戦略、戦術、これを示さないと、10年後に恐らく何の特徴もない7万5,000の自治体、残らないとは言いません、それになるんではないかと。

ですから合併しても、しなくても、意欲がなければだめなんです。ふるさとを愛する気持ちがなければ、幾ら規模を大きく、逆に大きくすることが地域の愛着をなくして、せっかく 柴田町がこうして住民との協働、一緒にやろうとして盛り上がったのをなくしてしまう。私はこれから魅力ある地域づくりの方がやっぱり進むべき道ではないかなというふうに思っております。

地方分権、受け皿、冗談じゃないと。財源もよこさないで、一方で減らしてよこして、なぜ 地方分権なんですか。国は減らすためにやっているんですから。そういうことも考えていた だかないと私はいけないんじゃないかなというふうに思っております。

まずは小丸議員がきょう議会で議論したことを町民に話してほしい。大河原に庁舎が移って も商工会に行って私はこうやると、それでも合併してくれと、そういう説得が私は必要では ないかなというふうに考えるんでしょうか、どうでしょうか。私が質問する立場じゃないも のですから、ついついそうなってしまいますけれどもね。そういうことで、合併については ちょっとまだまだ議論する余地があるのかなというふうに思います。以上でございます。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) これは、これから合併協議会が立ち上がっていろいろ各首長なり、ある

いはそれぞれの各界の代表の人たちがもう入ってくるんだろうと思うんですが、私は、やはり合併、合併と言うと、合併という言葉うんと私も好きじゃないんです。要するに垣根を取り外すだけなんですよね。垣根を取りはずすことによって人件費も浮いてくるし、いろんなものが浮いてくる。それから広がりだってちまちまとした区画をしているよりは、垣根を取りはずすと広く使える。こういうようなことで、企業なんかも進出しやすくなってくるんじゃないか。私は大衡村のそばに住んでましたんで、前に。本当に大衡村は大きいんですよ、施設的にね。あそこにスポンと入るんですから。ここも垣根を取っ払えば、大きな工場がスポンと入ってくるんじゃないかと私は思っているんです。

もちろん努力しなきゃだめですよ。町長には頑張ってもらって、そのころは市長さんかも しれませんが、企業誘致をやってもらわなければとてもじゃないがだめでしょうけれども、 やはり企業人もそう思っているんじゃないかと私は思っているんですが、その辺はあれはど のように考えているわけですか。

議長(伊藤一男君) 町長。

町長(滝口 茂君) この間、仙南経営者協会の席で3町の合併について各町長さんがお話をする機会がございました。初めは柴田の町長がバリアを張って産業界の足を引っ張るんではないかな、そういうことはいけないというようなことを暗に、指摘をするつもりではないんでしょうけれども、そういう雰囲気で多分企画されたんだろうなという予測はできました。そのときに、柴田町はきちっと自立のために企業誘致をやる、それから新しいことにも挑戦して構造改革特区、地域再生計画、それから頑張る元気事業、それからICTの認知症支援システムというのかな、今ちょっと正確に覚えていません。そういうことにも挑戦する。ですから、自立の道にきちっと対応していますとお話しさせていただきました。そして懇談会の席に、今までは合併ということが企業では大きな話題になったけれども、町長は町長なりに自立の道をきちっと考えているという評価もいただいたところでございます。

そういった意味で、これからは地域が発展するということはどういうことなのかということを経済人の方々に考えてもらわなきゃならない。経済人の方々はもう3町のエリアで仕事はしておりません。宮城県、全国、世界にまたがっていますから、恐らく2市7町という方が私は企業の方々はご賛同が大きくなるんではないかなと。ただし、それは別な問題がありますので、あくまで道州制という地方主権が確立されたと前提条件でございますので、ですから、企業はもっともっと3町というちまちまとしたところには考えは及んでなくて、もっと大きくなっていくというふうに思っております。

議長(伊藤一男君) 小丸 淳君。

12番(小丸 淳君) 時間がまいりました。久々に町長とちょうちょうはっしの議論をさせていただきまして、ありがとうございました。これをもって質問を終わらせていただきます。

議長(伊藤一男君) これにて12番小丸 淳君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたしたいと思います。ご異 議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

議長(伊藤一男君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会といたします。 あす10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時17分 散 会